第1 刑事司法改革総論

1 憲法・刑事訴訟法の理念から乖離した運用

刑事司法の改革を考える上で重要なことは、日本の 刑事司法の現実を、憲法、国際人権法そして刑事訴訟 法の理念を尺度として、リアルに認識することである。

日本国憲法は、旧憲法下の刑事司法における人権侵害の深刻な実態に対する反省に基づき、31条から40条に至る世界にも類例をみない審問権・伝聞証拠排除原則(37条)、黙秘権(38条)、自白排除法則(38条)などの規定を置いている。

この憲法制定とともに、刑事訴訟法は全面的に改正され、詳細な刑事人権保障規定が置かれた。刑事手続における憲法的原則は、適正手続・強制処分法定主義(31条)、令状主義(33条、35条)、弁護人の援助を受ける権利(34条、37条)等であり、被疑者・被告人は、厳格な要件の下で初めて身体を拘束され、弁護人による援助の下で、検察官と対等の当事者として、公開の法廷における活発な訴訟活動を通じて、裁判所によって有罪・無罪を決せられることとなった。要するに、現行刑事訴訟法は、憲法上の刑事人権保障規定を具体化して、捜査・公判を通じて適正手続を重視し、被疑者・被告人の人権保障を強化したのである。「無実の1人が苦しむよりも、有罪の10人が逃れるほうがよい」との格言があるが、そのためのシステムを構築しようとしたのである。

ところが、憲法制定後の我が国の刑事訴訟法の運用の実態は、憲法や刑事訴訟法の理念から著しく乖離する状況が続いてきた。すなわち、被疑者は原則的に身体拘束されて、強大な捜査権限を有する捜査機関による取調べの対象とされ、密室での自白の獲得を中心とする捜査が行われて、調書の名の下に多数の書類が作成された上(自白中心主義)、検察官の訴追裁量によって起訴・不起訴の選別がなされる。公判段階でも犯罪事実を争えば、長期にわたって身体拘束をされ続け、事実を認めないと身体の自由は回復されない(人質司法)。そして、公判は単に捜査書類の追認ないしは引き継ぎの場と化し、公判審理は著しく形骸化してしまった(調書裁判)。まさに、検察官の立場の圧倒的な強大さは、旧刑事訴訟法下の手続と同様の「糾問主義的検察官司法」となって現出した。

2 出発点としての死刑再審無罪4事件と改革の方向性

1983 (昭和58) 年から1989 (平成元) 年にかけて死 刑が確定していた4事件 (免田事件、財田川事件、松 山事件、島田事件) について再審無罪判決が相次いで 言い渡され、いずれもが誤判であることが明らかにな った。これらは、刑事司法のシステムそのものに誤 判・冤罪を生み出す構造が存在していたことを示唆す るものであった。それゆえに、平野龍一博士は、1985 (昭和60) 年、このような刑事手続の状態を、「我が国 の刑事裁判はかなり絶望的である」と表現された(平 野龍一「現行刑事訴訟法の診断」『団藤重光博士古稀 祝賀論文集第四巻』423頁、〔有斐閣、1985年〕)。

弁護士会としては、当番弁護士制度を創設するなど、かような事態の打開のために努力してきたが、2007(平成19)年に富山氷見事件、鹿児島志布志事件、2010(平成22)年に足利事件、2011(平成23)年に布川事件、2010(平成22)年に厚生労働省元局長事件が起きている。また、同事件に関連して、大阪地検の主任特捜部検事が証拠改ざんを行い、特捜部長・同副部長まで証拠隠滅罪に問われる事件が発生した。同年には、いわゆる東電OL殺害事件で、再審を認める決定が東京高裁で出され、同年11月に再審無罪が確定する等、誤判・冤罪を生み出す構造的欠陥は解消されていないばかりか、検察への信頼が地に落ちる未曾有の事件が発生している。

2014 (平成26) 年3月、死刑判決が確定していた袴 田事件で再審開始決定 (死刑及び拘置の執行停止) が 出され、2018 (平成30) 年6月、東京高裁はこれを取 り消したが、2020 (令和2) 年12月、最高裁は原決定 を取り消し、東京高裁に差し戻す決定をした。

このような我が国の刑事司法を改革する必要性及び その方向性については、国際人権(自由権)規約委員 会の度重なる勧告が極めて的確に指摘しているところ である。すなわち、この勧告は、被疑者・被告人の身 体拘束の適正化を図ること(人質司法の改革)、密室 における自白中心の捜査を改善して手続の公正化・透 明化を図ること(自白中心主義の改善、取調べ捜査過 程の可視化、弁護人の取調立会権)、証拠開示を実現 して公判の活性化を図ること(公判審理の形骸化の改

善) 等の勧告をしている。

3 司法制度改革以降の刑事司法改革について

司法制度改革によって、2004 (平成16) 年5月、裁判員法及び刑事被疑者に対する国選弁護制度等を認める刑事訴訟法改正法が成立し、2005 (平成17) 年11月には、公判前整理手続及び証拠開示請求 (類型証拠開示請求、主張関連証拠開示請求) に関する改正刑事訴訟法が施行された。

2006 (平成18) 年5月から検察庁における取調べの一部につき、2009 (平成21) 年度から警察署における被疑者取調べの一部の録音・録画が試行され、大阪地検特捜部の不祥事をきっかけに、特捜部の事件での取調べの全過程の可視化の試行が行われることとなった。2016 (平成28) 年改正刑事訴訟法によって、原則として、裁判員裁判対象事件と検察官独自捜査事件の取調べの全過程の録音・録画が義務付けられたが、対象事件は身体拘束される全事件のうち約3%に過ぎず、また例外事由の運用次第では録音・録画の適用場面が極めて限定されかねないという問題がある(2016 [平成28] 年刑事訴訟法改正の経緯・内容は2021 [令和3] 年度法友会政策要綱161~164頁参照)。

4 今後の課題

(1) 取調べの可視化の拡充、弁護人の取調べ立会い権 の確立について

2016 (平成28) 年刑事訴訟法改正は刑事司法改革を一歩進めたものではあるものの、無辜を処罰せず、えん罪を生まない刑事司法制度の構築にまではまだ至っていない。取調べの可視化(取調べ全過程の録音・録画)の実現や証拠開示制度の拡充など、今回の刑事訴訟法改正で新たに設けられた制度をより進めることのほか、弁護人の取調べ立会いや起訴前保釈制度など今回の改正で盛り込まれなかった制度についても、弁護士会は継続して制度化に向けた努力をすべきである。

日弁連は、2019(令和元)年10月4日、徳島で開催された第62回人権擁護大会において、「弁護人の援助を受ける権利の確立を求める宣言―取調べへの立会いが刑事司法を変える案」を決議し、取調べの可視化(取調べ全過程の録音・録画)の全件への拡大を実現するとともに、憲法で保障された弁護人依頼権を実質的に確立するために、取調べを受ける前に弁護士の援助を

受ける機会の保障、逮捕直後からの国選弁護制度の実現、身体拘束制度の改革(身体不拘束原則の徹底、勾留に代わる住居等制限命令制度の導入、起訴前保釈制度の導入、身体拘束期間の短縮、取調べ時間の規制など)、起訴前を含む証拠開示制度の拡充と併せて、弁護人を取調べに立ち会わせる権利の確立の実現に向けて全力を挙げて取り組むことを決意するとともに、弁護人を取調べに立ち会わせることを求めた。今後、弁護人の取調べへの立会いを含めた刑事訴訟法のさらなる改正に向けて運動を続ける必要がある。

他方で、制度として、取調べへの立会権が認められるに至ったとしても、相応の弁護技術や、弁護態勢も同時に確立していかなければならない。このことは弁護士会としての課題であり、十分な取り組みが必要となる。

いずれにせよ、取調べの可視化(取り調べ全過程の録音・録画)と、それをさらに推し進めた弁護人の取調べ立会い制度の実現は、是非ともその拡充・実現にこぎつけるべきである。捜査段階においては、被疑者は事実上の取調べ受忍義務のもと、たとえ黙秘権を行使することを表明していても連日長時間にわたって取り調べが行われることがあり、このこと自体が自白強要につながり、えん罪の温床となりうることに留意すべきである。黙秘権の実質的保障を目指した制度化を進めるべきである。

なお、2022 (令和4) 年7月より、法務省内には「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」が設けられ、2016 (平成28) 年刑訴法改正後の規定の施行状況に関する協議や制度・運用における検討すべき課題を議論・整理することとなっている。録音録画制度、協議合意・刑事免責制度、通信傍受制度、証拠開示の拡充等、改正後の運用状況について幅広く意見交換がなされることが期待される。

(2) 再審制度の拡充について

再審制度に関しては、長年改正が見られない点であるが、今日においても重大な事件における再審事件が相次いでいることに鑑みれば、再審手続における証拠開示制度の創設なども検討すべき課題である。日弁連は、2018(平成30)年10月23日付で「えん罪を防止するための刑事司法改革グランドデザイン」を発表し、2019(令和元)年10月の人権擁護大会で、①再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化の実現、②再

第1 刑事司法改革総論

審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止を含む再審法の速やかな改正を求める決議を採択した。これらを推し進めるべく、2022(令和4)年6月には再審法改正実現本部を設置し、えん罪を防止するための刑事司法改革の全体構想の制度化、法制化の実現に努めている。

(3) 被害者参加制度について

被害者参加制度が実現されて入しいところであり、この間、裁判員裁判事件を含め多くの事件で被害者参加制度により、被害者の声が法廷に直接的に顕出されてきたところである。導入当初においては、被告人が法廷で過度に委縮するあまり、十分な主張をできず、防御権を阻害するのではないか、あるいは、犯人性を争う否認事件などにおいては、被害者とされる者が参加することが、不当な予断偏見を生じさせるのではな

いかといった懸念もあったが、これまでのところ、被 害者参加自体に基づいて、明らかに不公正・不公平な 判断がされた等の事案は見当たらず、概ね順調に運用 されていると評価することができる。

もっとも、本来、一方当事者として被告人が主体となるべき刑事法廷において、被害者や被害者遺族による苛烈な被害感情が顕出され、それにより事実認定が歪められることがあってはならないことは当然のことであり、裁判所においては、適切な訴訟指揮や、適切な評議運営が求められるといえよう。また、裁判所、検察官、弁護人はもちろんのこと、被害者参加代理人として活動する弁護士においても、刑事訴訟法の基本原理や訴追されている被告人の防御権をきちんと意識した活動が求められるといえる。

第2 近時の刑事法制

1 性犯罪関係の刑法・刑訴法改正等

2023 (令和5) 年6月16日、刑法及び刑訴法の一部改正と、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律が成立し、同月23日に公布された。改正の主な概要は以下のとおりである。

(1) 性犯罪についての公訴時効期間の延長(刑訴法 250条3項、4項)

不同意わいせつ等致傷など従前15年の公訴時効期間が定められていた罪については20年に、不同意性交など従前10年の公訴時効期間が定められていた罪については15年に、不同意わいせつなど従前7年の公訴時効期間が定められていた罪については12年に、それぞれ公訴時効期間が延長され、また、犯罪行為が終了した時点で被害者が18歳未満の場合には、18歳に達するまでの期間を公訴時効期間に加算することとされた。

(2) 強制わいせつ罪、強制性交罪等の要件の改正

改正により、刑法177条の強制性交等罪及び準強制 性交等罪は、不同意性交等罪に、刑法176条の強制わ いせつ罪及び準強制わいせつ罪は、不同意わいせつ罪 に、それぞれ罪名が改正された。

また、従前の暴行・脅迫要件、心神喪失・抗拒不能 要件が改められ、8項目の対象行為又は対象事由(① 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと、②心身の障害を生じさせること又はそれがあること、③アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること、④睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること、⑤同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと、⑥予想と異なる事態に直面して恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること、⑦虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること、⑧経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること)と、「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて」が要件として規定された。

また、膣又は肛門に身体の一部や物を挿入する行為 は、不同意わいせつ罪ではなく、不同意性交罪となり、 配偶者間において不同意性交等罪が成立することが明 確化された。

(3) 性交同意年齢の引き上げ

性交同意年齢が16歳に引き上げられた。なお、被害者が13歳以上16歳未満の場合には5歳差以上を要件とする。

(4) 16歳未満の者に対する面会要求等罪

刑法182条が新設され、わいせつの目的で16歳未満の者に、威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求したり、拒まれたにもかかわらず反復して面会を要求したり、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求した場合には1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金、上記により実際に面会した場合には2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金、性交等をする姿態、性的な部位を露出した姿態の影像の送信を要求した場合、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金となることになった。

(5) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に 記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の 消去等に関する法律の施行

正当な理由がない性的姿態の撮影などの処罰や、撮影罪又は記録罪により生じた複写物の没収規定、検察官が保管する押収物に記録されている電磁的記録についての消去に関する規定が定められた。

(6) 被害者等の聴取結果を記録した録音録画媒体の証 拠能力の特則

刑訴法321条の3が新設され、性犯罪の被害者等の聴取結果を記録した録音録画媒体に証拠能力の特則が設けられることになった。

2 少年法改正

近時、改正・施行された刑事法制の中で、最も重要な改正の1つが、少年法改正である。改正少年法は、2022 (令和4) 年4月1日施行された。

改正点は、以下のとおりである。

まず、民法上成年となる18歳及び19歳の者も少年法の対象とし、特定少年として取り扱うこととした。民法上は成年であっても、18歳及び19歳の者は、「特定少年」として、少年法の適用対象となる。

特定少年の事件も少年事件であるため、従来通り、 全件送致主義として、家庭裁判所に送致される。その ため、特定少年に対する処分も原則として保護処分が 行われることになるが、特定少年の場合、保護処分に 関して特例が設けられた。すなわち、保護処分の選択 肢として、保護観察処分と少年院送致を規定し、保護 観察処分とする場合には、6か月または2年の保護観察 とされた。

また、保護処分を決するにあたって、「犯情の軽重

を考慮して相当な限度を超えない範囲内において」決めなければならないとされ、犯情を重視する方向に改正されたとみることができる。特定少年に関して、原則逆送とする範囲も拡大され、従来原則逆送の対象とされていた「故意の犯罪行為被害者を死亡させた罪」に加え、「死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役もしくは禁固に当たる罪」も対象とされた。このようなことからも、改正によって犯情を重視する傾向がより強まったといえる。

その他、特定少年に関しては、虞犯少年に関する規定が適用されないこととなるほか、特定少年の時に犯した罪によって公訴提起された場合には、推知報道の禁止規定が適用されない(少年法68条)こととなるなど、特定少年に関しては、従来の少年法の理念とは大きく異なる改正がなされたことに注目すべきである。

少年事件に関する詳細は「第7 少年司法制度をめ ぐる問題」を参照されたい。

3 侮辱罪の重罰化

法制審議会総会は、2021(令和3)年10月21日、法務大臣に対して、侮辱罪の法定刑の見直しに関する「諮問第118号」についての答申をした。これは、刑事法(侮辱罪の法定刑関係)部会において検討され、同年10月6日の同部会において採決された要綱案を了承し、答申するものであった。

これは、近時、インターネット上において、誹謗中 傷を内容とする書き込みを行う事案が少なからず見受 けられ、このような誹謗中傷は、容易に拡散する一方 で、インターネット上から完全に削除することが極め て困難となるし、匿名性の高い環境で誹謗中傷が行わ れる上、タイムライン式のSNSでは、先行する書き込 みを受けて次々と書き込みがなされることから、過激 な内容を書き込むことへの心理的抑制力が低下し、そ の内容が非常に先鋭化する傾向にあることを背景とし たものであった。インターネット上の誹謗中傷がこの ような特徴を有することから、他人の名誉を侵害する 程度が大きいなどとして重大な社会問題となっている にもかかわらず、侮辱罪の法定刑は、刑法の罪の中で 最も軽い「拘留又は科料」とされているところ、公然 と人を侮辱する罪を厳正に対処すべき犯罪とする法的 評価を示し、これを抑止するため、侮辱罪の法定刑を 改正する必要があるとの観点から諮問がなされたもの

第2 近時の刑事法制

である。

こうした議論を経て、侮辱罪における懲役・禁錮の 長期を1年とし、罰金の多額を30万円とすることとし、 これに伴い、公訴時効も1年から3年に変更することを 内容とする刑法改正が、2022(令和)4年に実現し、 同年7月7日から施行されている。

4 その他、令和4年刑事法関連の改正事項 について

令和4年刑法、刑訴法等改正では、上記以外に、新たな拘禁刑の創設や、執行猶予制度の拡充なども盛り込まれたが、2023(令和5)年度法友会政策要綱特集の「第9刑罰の在り方の問題」を参照されたい。

5 保釈中の被告人や刑確定者の逃走防止関係

2023 (令和5) 年5月17日、刑訴法等の一部を改正する法律が成立し、同日交付された。

主な改正点は、以下のとおりである。

(1) 実刑判決宣告後における裁量保釈要件の明確化

刑訴法344条2項が新設され、実刑判決宣告後の保釈 について、勾留による不利益の程度が著しく高い場合 でなければならないと規定されることとなった。

(2) 公判期日への出頭等を確保するための罰則 (公布 から6か月以内施行)

勾留の執行停止期間満了後の被告人の不出頭罪、保 釈等をされた被告人の制限住居離脱罪、公判期日への 不出頭罪などが定められた(刑訴法95条の2、95条の3、 98条の3、278条の2及び484条の2)

(3) 報告命令制度の創設 (公布から6か月以内施行)

裁判所は、保釈に際し、被告人等に対し、住居、労働の状況等の事項について、定期的に又は変更が生じたときに報告することを命じることができるとされた(刑訴法95条の4)。

(4) 判決宣告期日への出頭義務付け(公布から6か月 以内施行)

拘禁刑以上の刑にあたる罪で起訴されている被告人 で、保釈されているものに対し、原則として判決期日 への出頭を命じることとされた(刑訴法390条の2)

(5) 監督制度の創設 (公布から1年以内施行)

現行運用上の身元引受人に加えて、裁判所からの命令により被告人と共に出頭することなど、法律上の義務を有する監督者制度が創設された(刑訴法98条の4ないし11)。

(6) 出国制限制度の創設 (公布から2年以内施行)

実刑判決を受けた者が出国するには裁判所の許可と 保証金の納付が必要となった(刑訴法342条の2)。

(7) GPS制度の創設 (公布から5年以内施行)

位置情報端末により保釈されている被告人の位置情報を取得できることとなった(刑訴法98条の12ないし24)。

6 刑事手続における情報通信技術の活用

2020 (令和2) 年7月に閣議決定された「IT新戦略」 等において、捜査・公判のデジタル化方策の検討を開始することとされたことを踏まえ、法務大臣の指示に基づき、刑事法研究者や実務家等を構成員とする検討会(「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」)が開催されている。

2021 (令和3) 年3月31日の第1回会議が開催されて 以後、検討会での審議が続けられているが、論点項目 としては、①書類の電子データ化、発受のオンライン 化(書類の作成・発受、令状の請求・発付・執行、電 子データの証拠収集、閲覧・謄写・交付、公判廷にお ける証拠調べ)、②捜査・公判における手続の非対 面・遠隔化(取調べ等、被疑者・被告人との接見交通、 打合せ・公判前整理手続、証人尋問等、公判期日への 出頭等、裁判員等選任手続、公判審理の傍聴)、③そ の他、と多岐にわたっており、この検討会の後、法制 審議会に諮問され、法制審議会刑事法(情報通信技術 関係)部会においてさらに検討されることになると考 えられる。

なお、刑事手続のIT化については、第3「刑事弁護のIT化」を参照されたい。

第3 刑事弁護のIT化

1 刑事手続全般のIT化に関する検討状況

刑事弁護のIT化における「IT」とは、インフォメーション・テクノロジー(Information Technology)すなわち情報技術の略語で、インターネットなどの通信とコンピューターなどの情報機器を組み合わせて活用する技術全般を指す用語として広く用いられている。

刑事手続についても、ITの活用が検討されるようになっており、法務大臣の指示に基づき、刑事法研究者や実務家等を構成員とする検討会が設置され、2022(令和4)年3月15日付「『刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会』取りまとめ報告書」(以下、単に「報告書」という。)が作成された。

報告書は、「現行の刑事訴訟法の制定後70年以上が 経過する間に、社会の状況は大きな変貌を遂げた。特 に、情報通信技術の進展は目覚ましく、かつて紙媒体 が担っていた役割は、多くの場合、電子データによっ て代替されているほか、近時においては、画像・映像 等を含む大量の情報を遠隔地間で瞬時に送受信するこ とや、オンラインで接続してリアルタイムで映像と音 声を送受信し、遠方にいる相手の顔を見ながら意思疎 通を行うことを可能とするような技術とそのための社 会基盤が汎用化し、社会生活・日常生活の様々な場面 で活用されるに至っている。そうした情報通信技術は、 今後も進展を続けることが明らかである。」「情報通信 技術を活用し、刑事手続の全般にわたって、書類を電 子データとして作成・管理し、オンラインで発受し、 捜査・公判における手続を非対面・遠隔で実施できる ようにすることは、円滑・迅速な適正手続の遂行に資 するとともに、これらの手続に関与する国民の負担を 軽減することにも資すると考えられる。」としている。

日弁連は、2022(令和4)年3月15日、「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会『取りまとめ報告書』に関する会長談話」を発出し、情報通信技術の活用は被疑者・被告人の権利利益の保護・実現に資するものでなければならないとの観点を示した上で、「当連合会は、報告書の取りまとめには賛同する。今後、取りまとめを受けた刑事訴訟法等の改正の議論が開始された際には、以上の観点を踏まえた上で、情報通信技術が国民の権利利益の保護・実現のために活用されるようにすることを求めるとともに、証人喚問

権・証人審問権などの憲法上保障された権利が制約されることのないよう、慎重な検討を求めていく。」と 1 た

その後、2022(令和4)年6月27日付法務大臣諮問により、法制審議会に刑事法(情報通信技術関係)部会が設置されて、具体的な法整備に向けた検討が進められている状況にある。諮問事項及び検討事項は、次のとおり多岐にわたる。

- ① 刑事手続において取り扱う書類について、電子的方法により作成・管理・利用するとともに、オンラインにより発受すること(書類の作成・発受、令状の発付・執行の手続、証拠開示等、公判廷における証拠調べ)
- ② 刑事手続において対面で行われる捜査・公判等の手続について、映像・音声の送受信により行うこと (弁解録取・勾留質問・取調べの手続、被疑者・被告 人との接見交通、裁判所の手続への出席・出頭、証 人・鑑定人の尋問及び通訳、公判手続の傍聴)
- ③ ①及び②の実施を妨げる行為その他情報通信技術の進展等に伴って生じる事象に対処できるようにすること(①及び②の実施を妨げる各種行為に対応できるようにすること、新たな形態の財産の生成・取得・保管・移転により行われる犯罪事象に対処できるようにすること、その他情報通信技術を利用して行われる犯罪事象に対処できるようにすること)

日弁連は、2023(令和5)年7月13日、「市民の権利を保護・実現する刑事手続のIT化を求める意見書」を発出し、「刑事手続のIT化は、市民の権利を保護・実現する観点から進められるべきであり、オンラインの活用による電子データの授受を含む接見交通権の拡充や、証拠開示のデジタル化による防御権及び迅速な裁判を受ける権利の実現が図られるべきであ」り、また、「刑事手続のIT化は、憲法上の権利である証人審問権や対面で手続に参加する権利などの市民の権利を制約しないものとすべきである。」とした。刑事手続のIT化は、刑事手続を効率化することで手続関与者の負担を軽減することを目指すものであるが、そのことが重視されるあまり、被疑者・被告人の十分な防御権行使に支障が生じるおそれがないかという点に留意しながら議論をしていくことも重要である。

第3 刑事弁護のIT化

そのような観点からは、いずれの検討事項についても、被疑者・被告人の権利利益を擁護する刑事弁護の立場から、ITの活用によりその目的をよりよく達成することができるよう、具体的な方策を検討していくことが重要である。特に注目すべきは、以下でみる証拠開示と接見交通の2つの課題である。

2 証拠開示

刑事弁護活動において、検察官開示証拠その他の訴訟関係資料の謄写が、弁護人の多大な負担となっていることは、周知のとおりである。

事実関係の複雑な事件や、事実関係に争いのある事 件はもちろんのこと、それ以外の事件についても、検 察官請求証拠を謄写してこれを被告人とともに検討す ることは、刑事弁護活動に欠かせない防御準備の第一 歩である。そのためには、弁護人が証拠の謄写物を入 手した上で、これを接見室に持参して被告人に示した り、あるいは、その写しを作成して被告人に差し入れ たりする必要がある。弁護人が謄写を申請し、謄写代 金を支払って謄写物を受領し、これを被告人と共有す るには、一定の時間と労力を費やさざるを得ない。と りわけ、公判前整理手続に付された事件では、証拠の 分量が膨大なものとなるために、謄写申請から謄写物 の入手までに長期間を要したり、謄写費用が多額にの ぼったり(国選弁護事件では、謄写費用は事件終了時 に支給されるが、逆にいえば、事件終了時までは弁護 人が負担することになる。)、被告人との証拠の共有・ 確認のための打ち合わせに時間を費やしたりすること となり、その負担はより一層大きなものとなっている。

これに対して、検察官の証拠開示をIT化することができれば、このような弁護人の負担は大幅に軽減されると考えられる。すなわち、検察官が、開示証拠を電子データとして管理して、これを弁護人にオンラインで共有することができれば、証拠開示に伴って必要となる謄写に関連する事務作業が大幅に省力化されることになるから、事務作業による手続の遅延も解消され、弁護人と被告人の打ち合わせの時間など実質的な防御準備のための時間も増えることになる。そうすると、証拠開示のIT化は、刑事弁護の充実・効率化の観点から、非常に重要な課題であるといえる。

他方で、報告書は、証拠開示のIT化を実現するためには、一定の情報セキュリティ措置を講じることが

必要だと指摘している。たしかに、開示証拠が電子データとして共有されたならば、電子データは複製が容易であることから流出のおそれが懸念されることは否定できないし、一度電子データが流出した場合には、インターネットを通じて短時間のうちに広く拡散するおそれがあることも否定できない。しかし、情報セキュリティ措置を講じること自体は必要であるとしても、日弁連が2022(令和4)年6月10日に弁護士情報セキュリティ規程の制定を可決していること、刑訴法281条の3が弁護人に開示証拠の適正管理義務を課していることを踏まえて、防御権行使の妨げにつながるような過度の措置が講じられる事態のないように、注意しなければならない。

3 接見交通

刑事弁護活動において、被疑者・被告人と会うため に、弁護人が刑事収容施設まで赴いて接見することが、 弁護人の多大な負担となっていることは、周知のとお りである。

接見交通権は、憲法上の権利である弁護人選任権に由来する重要な権利であって、被疑者・被告人との打ち合わせの必要が生じた場合には、弁護人は速やかに接見に赴かねばならない。ところが、被疑者・被告人が収容されている施設が弁護人事務所から離れていたり、面会室の数が限られていたり、面会受付時間が制限されていたりすることで、弁護人が接見に困難を感じることはしばしばである。

これに対して、接見交通をIT化することができれば、このような弁護人の負担は大幅に軽減されると考えられる。すなわち、弁護人が、遠隔地からビデオリンク方式により被疑者・被告人と接見したり、電子データの送受信によって書類の授受をしたりすることができれば、弁護人が物理的に刑事収容施設まで移動する必要がなくなり、弁護人の移動時間が節約でき、弁護人が実質的な防御準備のために費やすことができる時間も増えることになる。そうすると、接見交通のIT化は、刑事弁護の充実・効率化の観点から、非常に重要な課題であるといえる。

他方で、報告書は、接見交通のIT化について、これを立会人なくしてなしうる被疑者・被告人の権利と位置付けることに消極的な意見があったとした上で、「物的設備、人的体制等を考慮しつつ、なりすましや

弁護人等以外の第三者の同席の防止、被疑者・被告人 の逃走や自傷等の防止、情報セキュリティの確保等を どのようにして担保するのか」などの検討課題がある 旨を指摘している。

たしかに、被疑者・被告人の逃亡や罪証隠滅、戒護 に支障のある物の授受が行われないような措置を講じ る必要があることは否定できない。しかし、そのような措置について具体的な検討を行うとともに、接見交通のIT化が留置業務の効率化につながる面があることも踏まえて、「物的設備、人的体制等」の不足を解消する方策についても検討を進めていくべきである。

第4 裁判員裁判・公判前整理手続・証拠開示

1 裁判員裁判の現況と成果

「裁判員裁判の導入の意義」は2021 (令和3) 年度法 友会政策要綱164~165頁を参照されたい。

最高裁発表の統計に照らすと、日本の裁判員制度は、 2009(平成21)年5月21日の制度開始以後、大きな混 乱はなく、概ね順調に推移しているものと評価しうる。

裁判員制度開始10年目の2019(令和元)年5月、「裁判員制度10年の総括報告書」を最高裁事務総局は公表したが、総括報告書中の裁判員経験者のアンケート結果をみると、裁判員として参加したことについて「非常によい経験」あるいは「よい経験」と感じた裁判員経験者の回答は一貫して95%を超えている。また、一般国民を対象とした裁判員制度に対する意識調査の結果をみても、刑事裁判の印象については、「身近である」「手続や内容が分かりやすい」といった項目の得点が大きく好転している。

裁判員裁判の導入により、従来なされてきた供述調書の取調べを基本とする審理から、人証中心の審理へと変化し、冒頭陳述、論告、弁論等も書面に頼らない方法へと変化しており、直接主義・口頭主義という本来あるべき刑事訴訟の審理がなされるようになっているといえる。そして、裁判所主催で実施されている裁判員経験者との意見交換会などによれば、裁判員は無罪推定の原則に従った判断をしようとする姿勢が伺われ、刑事訴訟法の原則に従った裁判が行われているとみることができる。

また、裁判員制度導入により、取り調べられる書証はわかりやすいものとなり、証人尋問や被告人質問など人証を中心とし、「見て、聞いて、わかる」裁判が深化しつつある。さらに、手錠・腰縄を解錠したのち、裁判員と裁判官が入廷する、被告人の着席位置を弁護人の隣にする、服装も相応な服装で出廷することを認

めるなどの運用もされ、被告人の人格に配慮し、裁判 員が不当な予断や偏見を抱かないような運用が心がけ られている。こうした変化は、刑事裁判の改善に資す るともいえ、今後もかかる方向性を推し進めるべきで ある。

2 裁判員制度の課題

(1) 部分判決制度

部分判決制度は、複数の事件を複数の裁判体による 区分審理とし、そのうちの一つの裁判体が全体の量刑 判断を行うこととするため、事実認定のみを行う裁判 体と事実認定及び量刑判断を行う裁判体とに分かれる ことになる。このため、事実認定とともに全体の量刑 判断を行って判決を言い渡す裁判体の裁判員の負担が 重くなることや、別の事件の部分判決では有罪とされ たが、後の事件では無罪との結論に達した場合に、無 罪を判断した後の裁判体が別の部分判決で有罪とされ た件について量刑判断を行わなければならないといっ たジレンマや、一般情状の立証をどの裁判体の段階で 行うのかなどといった問題点が指摘されており、運営 のあり方については、今後十分に検討をする必要があ ろう。

(2) 裁判員選任手続

裁判員選任手続については、裁判員候補者として呼出を受けた者が「思想信条」を理由として裁判員を辞退できるかにつき、2008(平成20)年1月に定められた裁判員の辞退事由についての政令では、「精神上……の重大な不利益が生ずると認めるに足りる相当の理由があること」と規定されている。しかし、この規定によれば、「精神上の重大な不利益が生ずると認めるに足りる相当の理由」の有無は個々の裁判官の判断によることになり、かつ、その基準が不明確であるこ

第4 裁判員裁判・公判前整理手続・証拠開示

121

とから、選任段階で混乱が生ずるおそれがある。

また、裁判員への事前の質問票では、事件関係者との関係の有無や、事件を報道等で知っているか、近親者が同種事件の被害にあったことがあるか、などといった事項につき回答を求めるだけであり、選任手続期日における質問でも、質問票への回答の正確性、予定審理期間のスケジュールの確認、公正な裁判ができない事情があるかどうか、といった点についてだけ質問を行うことが想定されている。しかし、これでは、検察官や弁護人が不選任の請求を行う際の判断材料が極めて乏しく、請求者が裁判員候補者の外見と直感を頼りに判断せざるを得ないことになりかねない。また、特に性犯罪事件では、被害者のプライバシーを守る工夫が必要であり、この点についても検討が必要である。

これら選任手続の問題点を検討し、今後も適切な制度運営がなされるよう働きかけていく必要がある。

(3) 説示や評議のあり方

裁判員法39条は、「裁判長は、裁判員及び補充裁判 員に対し、最高裁判所規則の定めるところにより、裁 判員及び補充裁判員の権限、義務その他必要な事項を 説明するものとする。」と規定しており、裁判所はそ の説明案を公表し、裁判員選任時には概ねその説明案 に沿った説明がなされている。

無罪推定の原則、合理的疑いを容れない程度の立証といった基本原則に基づかない刑事裁判がもし行われるようなことがあれば、被告人の適正な裁判を受ける権利が侵害されるのみならず、裁判員裁判も十分機能しないおそれがある。裁判所に対し、裁判員選任時以外にも証拠調べ開始時、評議開始時などに重ねて基本原則について説明をするなどして十分裁判員が理解した上で審理、評議に臨めるように説明の徹底を求めるべきであり、弁護人としても、事案によっては弁論などにおいて、具体的に立証の程度などに言及する必要がある。

また、評議の内容については、裁判員に守秘義務が 課されているために公表されておらず「ブラックボックス」となっていたが、2013(平成25)年から毎年、 東京三会裁判員制度協議会は、典型的な事案を題材と し、裁判員役を一般市民の中から選び、現職の裁判官 3名の参加を得て模擬裁判・評議を実施している。現 実の裁判員裁判におけると同様の評議の進め方を確認 する貴重な機会であり、今後も継続して行うべきであ る。評議が適切になされているか否かは、裁判員裁判がその目的に合致した制度となり運用がなされているかに大きく関わるものであり、常に検証しなければならないものと考えられる(なお、2020〔令和2〕年は新型コロナウイルス感染症拡大のため、開催を見送った)。

さらに、裁判員の守秘義務を、検証目的の場合には 解除するなどの方法により、検証の支障にならないよ うにする方策も検討すべきであろう。

(4) 公判審理

2013 (平成25) 年5月、強盗殺人事件の裁判員裁判で裁判員をつとめ死刑判決にかかわった女性が、検察官から書証として提出された殺害現場のカラー写真を見たり、被害者が助けを求め通報した音声を聞いたことが原因となり急性ストレス障害を発症したとして国家賠償を求める訴訟を提起した。検察官請求証拠の必要性に対するチェックは、刑事弁護の観点から、まず弁護人においてなされるが、この事件を契機として、裁判所では、裁判員の心理的な負担を考慮して、公判において取り調べる証拠について、立証趣旨との関係で書証の必要性を慎重に吟味する運用がなされるようになった。

確かに、当該事件の審理を行うにあたって、そのような凄惨な証拠を取り調べる必要がないのに、あえて凄惨な内容の証拠を取り調べることは許されないし、裁判員の精神的負担に配慮すべきといえる。しかしながら、例えば、死因が争点となっていて、鑑定人が遺体の状況を証人尋問で説明する必要がある場合など、傷口の写真や遺体の状況の写真などが、当該事件の争点にとって重要な証拠となったり、証人尋問において必要な証拠となるケースもあるから、審理のために必要な場合にまで、傷口や遺体の写真の取り調べを抑制するべきではないと思われ、この点は、個々の弁護人が、都度その必要性を慎重に吟味して、意見を述べるべきであろう。

(5) 裁判員が参加しやすい環境の整備と市民向けの広報

裁判員制度は、広く国民が参加し、国民全体で支えるものとする必要があり、そのためには、国民が裁判員として参加しやすいように職場などの労働環境を整えるとともに、託児所・介護制度等の充実も図らなければならない。

そして、国民が、司法は自らのものであり主体的に

担うものであるという自覚を持って参加するよう裁判 員制度に関する理解を深めるため、情報提供や広報活 動も積極的に行うことが重要である。裁判員裁判に参 加した裁判員の意見は参加して良かったとするものが 多くを占めているが、一般国民の裁判員への参加意欲 は必ずしも高いものとはいえない。裁判員に守秘義務 が課されているため、その経験を社会で共有すること ができないという根本的な問題はあるが、まずは我々 弁護士・弁護士会が、引き続き裁判員裁判に対する広 報を行う必要性は高いといえる。

特に近時、選任手続期日への出席率の低下が顕著であることが指摘されている。裁判員制度は市民の参加に支えられて初めて成り立つ制度であり、このまま出席率の低下が続けば制度の存続も危うくなりかねない。市民の参加を促すための啓蒙、広報活動をさらに強化し、市民の参加を妨げる要因を除去するほか、裁判員となることへの市民の不安を取り除く努力を今後も継続することが必要である。また、2016(平成28)年5月に福岡地裁小倉支部に係属していた殺人未遂被告事件において、被告人の知人暴力団員が裁判員に対し「よろしく」と声をかけた事件があった。裁判員になることへの不安をなくすため、このような事件が起きないように公判審理係属中に裁判所で他者と接触する機会をできるだけ少なくするようにするなど再発防止策を確立することも必要である。

また、犯罪報道によって裁判員に予断を生じさせる おそれがあることも懸念されており、犯罪報道のあり 方についての提言、具体的な犯罪報道に対する意見表 明、積極的に被告人の立場からの報道を求めるなどの 活動も広報活動の一環として必要である。

(6) 一審裁判員裁判事件の控訴審の問題

裁判員制度を導入する際、控訴審を従来どおり3人の職業裁判官だけで構成した場合、控訴審において裁判員が加わって行った原審の事実認定や量刑判断を変更することが裁判員制度の趣旨と調和するのかとの疑問から、控訴審に特別の規定を設けるべきとの意見もあった。これに対しては、一審判決を尊重し、控訴審は事後審として原判決の認定に論理則・経験則に違反する誤りがあるかどうかの判断に徹すれば問題ないとする意見があり、結局、裁判員法では特別な規定を設けなかった。そして、この後者の考え方は、最高裁2012(平成24)年2月13日判決で確認された。

ところが、その後、大分地裁が言い渡した一審無罪 判決に対する控訴事件において、福岡高裁は延べ50人 を超える証人尋問を実施した上で、原審判決は論理 則・経験則等に違反するとして逆転有罪を言い渡した (2013〔平成25〕年9月20日判決)。このような事例に 鑑みると、控訴審のあり方について明文の規定なしに 運用のみで事後審に徹するということには限界があり、 例えば裁判員裁判の無罪判決に対しては検察官控訴を 制限したり、上訴理由の特則を設けたりするなどの立 法的な解決を含めた改善が検討されるべきである。

(7) その他の裁判員制度自体の問題点

ア 裁判員対象事件について

裁判員法では、「死刑又は無期の懲役若しくは禁固にあたる罪にかかる事件、裁判所法第26条第2項第2号に掲げる事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪にかかるもの」について基本的に裁判員対象事件とされているが、覚せい剤事犯、性犯罪事件、少年逆送事件などを裁判員対象事件とすべきか否かについて、様々な観点から議論がされている。また、むしろ裁判員対象事件を拡大すべきとの意見のほか、逆に否認事件に絞るべきとの意見もある。裁判員対象事件については、様々な意見があり得るところであって、それらの様々な意見を十分検討した上で、一定の結論を出すべきである。

イ 裁判員裁判における量刑の問題

裁判員が量刑を判断するのは困難であるとして量刑を裁判員の判断対象からはずすべきとの意見もあるが、量刑にこそ社会常識を反映させるべきであるとの意見もある。裁判員裁判は、職業裁判官の判断よりも厳罰化の傾向にあるとの指摘もある一方で、職業裁判官による判断よりも軽い量刑がなされたと考えられる事件も少なからずある。いずれにしても、量刑についての評議は適切になされなければならず、必要以上の厳罰化は避けなければならない。弁護人は、一般市民感覚に則して裁判員に理解を得られるように情状事実を主張すべきである。

裁判員裁判では、このように量刑に市民の感覚を反映させることが一方で期待されているが、他方で刑の公平性の確保という観点も軽視することはできない。このため、裁判員裁判導入決定後、重要な犯情事実(動機、行為態様、結果など)で量刑の大枠を決めた上で、その範囲内で一般情状(年齢、家庭環境、反省の程度

第4 裁判員裁判・公判前整理手続・証拠開示

123

など) を調整要素として具体的な量刑を決めるという 量刑判断のプロセスが一般化し、かかる量刑判断のプ ロセスを強く意識した評議がなされているようである。 そして、基本的な量刑因子(検索項目)を入力して検 索することにより裁判員に同種事例の大まかな量刑の 傾向を視覚的に把握することができる「量刑検索シス テム」が裁判所に整備され、裁判員裁判を担当する弁 護人、検察官も裁判所の専用端末を操作して同システ ムを検索することが可能となっている。かかる量刑検 索システムは、裁判員の量刑判断に資するものであり、 また刑の公平の観点からも積極的に評価しうるもので はあるが、他方で、検索項目と量刑データの入力が適 切になされているかが原判決にアクセスできないため に検証できないことや、どのような検索項目で検索す るかにより量刑グラフの傾向が異なることがあり得る などの問題もある。弁護人としては、「量刑検索シス テム」を活用しつつ、量刑の大枠の設定のあり方を被 告人・弁護人の立場から主張し、また量刑の大枠の中 での当該事件の位置付けを被告人・弁護人の立場から より具体的、積極的に主張するなどして、適切な市民 感覚に即した量刑判断を求めていく弁護活動が求めら

さらに、被害感情等の純然たる量刑証拠が犯罪事実の存否の判断に影響を与えないために、犯罪事実の存否に関する判断の手続と量刑の判断の手続を明確に分けるべきとの見解もあり(手続二分論)、具体的事件によっては、弁護活動のために手続を二分するのが有益な場合もあることから、運用、制度化両面から検討すべきである。

ウ その他の制度上の問題点

そのほか、被告人の防御権、少年逆送事件、外国人事件、被害者参加と弁護活動の影響、被告人の選択権を認めるべきか、死刑求刑事件の審理のあり方、評決のあり方(過半数とするのが適切か)など裁判員制度には様々な検討課題がある。これらについても検討を加えるべきであるが、その際、国民の司法参加の観点、被告人の権利保障の観点等様々な観点から検討を加える必要がある。

3 裁判員裁判に関する今後の弁護士・弁護 士会の活動

(1) 裁判員裁判の改善にむけた検討

裁判員法附則9条において、法の施行後3年を経過した時点で、同制度に検討を加え、必要があるときは、「所要の措置を講ずるものとする」とされている、現に、法務省に設置された「裁判員制度に関する検討会」において検討が行われたが、前述のように、日弁連の提言は多数意見とはならず、2015(平成27)年6月の法改正は、審理期間が著しく長期にわたる事件の除外や災害時における裁判員候補者の呼び出しのあり方などといった細部の修正に止まった。

そして、裁判員制度開始10年を迎えた2019(令和元) 年5月、最高裁事務総局は、「裁判員制度10年の総括報告書」をまとめ、10年間の詳細なデータやアンケート結果などをもとに、裁判員裁判の成果と課題を明らかにした。この「裁判員制度10年の総括報告書」は、裁判員裁判の成果を積極的に評価しつつ、課題については、公判前整理手続の在り方、事案に即した適切な主張・立証の在り方の探求、裁判員の視点・感覚の更なる反映、判決書の内容の在り方など、現行制度の中での検討をするにとどまっており、制度それ自体の改善、見直しにまで立ち入ったものにはなっていない。

しかしながら、裁判員制度には前述のような課題が 多く残されており、絶えず見直しを図ってゆく必要が ある。日弁連・弁護士会としては、今後、さらなる裁 判員裁判の実践を踏まえた検証を行い、引き続き粘り 強く制度の改善を求めて提言等の活動をしていくべき である。

(2) 弁護士会内の研修体制

裁判員制度においては、公判審理のあり方の変容に ともなって、我々弁護士の弁護活動も、これまでのも のとは異なったものが要求されるようになった。

裁判所が実施している裁判員経験者を対象としたアンケートによれば、法廷での訴訟活動のわかりやすさについて、弁護人の説明が検察官の説明よりわかりにくいという結果がでている。例えば、早口や声が聞き取りにくいなど話し方に問題があるとの指摘は、検察官に対するものの2倍以上であった。従前であれば裁判官が弁護人の意図をくみ取ってくれたことでも、裁判員には理解されないことがある。弁護士及び弁護士会は、新しい裁判員裁判に対応した弁護活動の在り方

について十分な検討を行うとともに、その検討結果を早期に一般の会員に対して伝えて、多くの弁護士が裁判員制度を熟知し、この制度に適応した弁護技術を習得して裁判員裁判における弁護活動を担えるよう今後も継続的に取り組む必要がある。また、広報との関係でいえば、広く国民にこの制度を理解してもらうため、一般国民に直接接する弁護士が裁判員制度についての情報発信をできる態勢にあることも必要であり、このためにも研修は重要である。

東弁では、各種の裁判員裁判のための専門講座や裁判員裁判対応弁護士養成講座、また、裁判員裁判を経験した弁護人を呼んだ経験交流会も定期的に行っているが、今後もこれらの講座や交流会を継続的に行うべきである。そして、実際に裁判員裁判が始まった現状のもとでは、裁判員裁判の検証の成果を踏まえた、最新の情報に基づくものとすべきである。

(3) 裁判員裁判に対応する弁護体制の構築

裁判員裁判においては、連日的開廷が実施され、弁 護人が1人だけで弁護活動を行うことが困難となり、 複数人で弁護団を組む必要性が高い。

また、裁判員裁判は従来型の刑事裁判とは異なる弁護活動も要求されることから、弁護団に裁判員裁判に習熟した弁護人が入る必要がある。このようなことから、裁判員裁判の場合には基本的に複数の弁護人が就くべきであり、国選弁護人の場合には全件について複数選任の申出を行うべきである。

東弁では、2010(平成22)年3月から、裁判員裁判対象事件に特化した裁判員裁判弁護人名簿を整備し、裁判員裁判に対応できる弁護士を捜査段階から配点できるようにすることとしているが、複数選任の場合における2人目の弁護人も裁判員裁判に習熟した弁護人が選任されることが望ましく、2015(平成27)年9月に規則を一部改正し、追加の国選弁護人候補者も、同名簿に登載されている者、一弁又は二弁の裁判員裁判サポート名簿に登載されている者又は刑事弁護委員会が推薦する者のいずれかでなければならないとした。

弁護士会としては、今後もこのような裁判員裁判に 対応する弁護体制を充実させる取組みを継続すべきで ある。

4 公判前整理手続・証拠開示の運用状況

(1) 第1回打合せ期日の早期化

東京地裁では、検察官からの証明予定事実記載書の 提出及び請求証拠の開示を、起訴日から2週間経過し た日までになされる運用を定着させている。この運用 を前提として、起訴日から1週間程度のうちに打合せ 期日を入れ、その席上で公訴事実に対する意見等弁護 側の対応を問うている。具体的には、公訴事実につい ての認否はもとより、弁護側が問題意識をもっている 争点等について問われ、弁護側からの回答をもとにし て、検察側の証明予定事実記載書の記載について濃淡 をつけ、また証拠開示の準備や任意開示証拠の選定等 の準備にメリハリをつけようというものである。

もちろん、拙速な意見や主張の開示は行うべきではない(その意味から特に公訴事実に対する意見を明かせる場合は限られるであろう。)。しかしながら、可能な範囲で弁護側の問題意識を明らかにすることで防禦の充実につながることがあり、形式的な対応が相当ではない場合もあり得る。あくまでも当該事件において、よりよい弁護のために必要であれば、明らかにできる範囲で明らかにしていくことも柔軟に検討すべきである。

なお、部によっては上記の運用に拘泥せず、早期に 打合せ期日を設けず、検察官の証明予定事実と証拠請 求の後に、第一回打合せ期日を入れるなど、事案によ って柔軟に対応している。

(2) 東京地裁における運用の評価

上記の運用は、裁判所として争点の整理を早期に行うことを進める観点から、試行錯誤を繰り返した上でのことと考えられる。拙速な審理に応じる必要がないことはもちろんであるが、無用に長い時間をかけることも相当ではない。

審理の長期化が被告人のデメリットとなり得るという観点から、東京地裁の運用は、充実した審理(その前提となる適切な争点・証拠の整理)に資するものとして一定の評価ができよう。

むろん、今後もこのような運用が、裁判所側の便宜 のために行われ被告人の権利をないがしろにすること のないよう、注視していかなければならない。

(3) 証拠開示

類型証拠開示、主張関連証拠開示の他に、2016 (平成28) 年の改正刑事訴訟法で定められた証拠一覧表の

第4 裁判員裁判・公判前整理手続・証拠開示

交付も実務に定着している。

任意開示については、裁判所からの働きかけもあり、 東京地検では、請求証拠の開示と同時ないしその直後 に、一定の類型該当性が明らかな証拠が開示される運 用がなされている。具体的には、5号ロ、7号、8号が 多いようである。それ以外にも、前述の第1回打合せ 期日において弁護側が問題意識を示せた場合には、そ れに関連する証拠が任意に開示される例もある。

この場合注意すべきは、その後に行うべき類型証拠 開示においても、重ねて同号についても開示請求をす べきであるということである。任意開示はあくまでも 任意開示であって、これらの類型に該当する他の証拠 が、開示された証拠以外に存在しないことを意味しな い。刑訴法316条の15に基づく請求をしてこそ、刑訴 規則217条の24に基づく不開示理由の告知を求められ るのであるから、他の証拠の不存在は確認しておかな ければならない。なお、東京地裁以外では、公判前整 理手続においても「任意開示」のみで対応する運用が なされている庁もあるとのことであるが、この観点か ら相当ではないというべきである。

(4) 裁判員対象事件以外の事件における任意開示

公判前整理手続が施行されてしばらく後より、裁判 員対象事件以外であって、公判前整理手続や期日間整 理手続に付されていない事件についても、弁護人の要 請に応じて、任意開示を行う例が多くなっている。

実際には、類型証拠開示請求や主張関連証拠開示請求に準じた形式で書面を作成し、開示を要求することになる。否認事件であれば当然、自白事件であったとしても、何らかの有利な情状事実を見出すこともあり、積極的に活用していくべきである。また、否認事件等で公判前整理手続や期日間整理手続を求めていく場合、その前提として任意開示を求め、それでもなお十分な開示が得られないことを論拠として、これらの手続に付すことを求めていくこともある。

もっとも、任意開示は、あくまで検察官が手持ち証拠を自由に取捨選択して開示したものにすぎないことに留意すべきである。弁護人としては、任意開示がされた場合でも、刑訴法で定められた類型証拠開示請求や主張関連証拠開示請求を積極的に行うべきと考えられる。

5 公判前整理手続・証拠開示に関する今後 の課題

(1) 手続・運用に習熟すること

裁判員裁判においては、裁判員の心に響く弁護活動を行う大前提として、公判前整理手続において適切な弁護方針を策定することが重要である。したがって、裁判員裁判を担う弁護士が、まずこの手続に習熟しなければならない。非対象事件においても、公判前整理手続の利用を積極的に検討することも必要である。そのために、我々弁護士会としては、その運用実態を把握するとともに、証拠開示に関する裁定決定例の集積・研究を進めなければならない。

(2) 全面開示の法制化に向けて

証拠開示については一定の立法化がなされ、今後はそれをいかに適切に運用していくかという観点が重要である。また同時に、改正法も100%満足ができるものではない。証拠は、国庫をもって収集した「公共財」とでも呼ぶべきものであり、本来は全面開示が当然と言わなければならない。また、他方で刑事事件の証拠はそれ自体極めてプライバシー性の高いものであることを十分に認識し、その取り扱いには厳重を期さなければならない。その扱いを前提として、弁護士会としては証拠の全面開示を法制化すべく運動を継続していかなければならない。

他方、再審事件における証拠開示の法制化は、実現されることはなかった。再審段階に至った後の証拠開示でえん罪が晴らされた件が多いことに鑑みれば、再審事件における証拠開示もその必要性において変わるところはないはずである。この点の法制化に向けた運動も継続していかなければならない。

(3) 証拠開示の方法について

開示された証拠を謄写するにあたっては、多額の費用と相当の時間を要しているが、法務省の「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」にて2021(令和3)年3月31日から証拠開示のデジタル化も含めて検討されており、今後、注目されるところである。

(4) 一覧表制度の課題について

公判前整理手続に付された事件について、検察官は、 弁護人の請求により、手持ち証拠について、証拠一覧 表を交付することとなっている。これは、検察官手持 ち証拠の全体像を把握できなかった従前の制度と比べ

れば格段の進歩である。

しかしながら、現在交付されている一覧表は、単に 番号と証拠の標目が付されているだけであり、当該証 拠が検察官請求証拠あるいは類型開示証拠として開示 されているものか否か、直ちに判然とせず、膨大な開 示証拠と一覧表との照らし合わせを行う必要性があり、 使い勝手が良くないという指摘もある。また、証拠の 標目が「捜査報告書」とのみ記載されていることもあ るため、一見してどのような内容の証拠かがわからず、 開示を求めるか否かの判断の材料とならないこともあ る。

こうした点は今後改善が求められる。

(5) 審理期間の長期化について

2022 (令和4) 年における裁判員裁判の実施状況等に関する資料(最高裁令和5年7月発表)によれば、裁判員裁判対象事件における平均公判前整理手続期間は11.5か月(自白事件8.6か月、否認事件14.0か月)、平均実審理期間(第一回公判から終局まで)は17.5日(自白事件10.3日、否認事件23.7日)となっており、制度発足当初から長期化している傾向がみられる(2010[平成22]年の平均公判前整理手続期間は5.4か月〔自白事件4.6か月、否認事件6.8か月〕、平均実審理期間は4.9日〔自白事件4.0日、否認事件6.6日〕、2018〔平成30〕年の平均公判前整理手続期間は8.2か月〔自白事件6.1か月、否認事件10.0か月〕、平均実審理期間は10.8日〔自白事件7.3日、否認事件14.0日〕である。)。

審理期間が長期化している要因は様々考えられるが、 近時、裁判所は弁護人の予定主張や証拠意見の提出時 期が遅延していることなどを指摘することがある。し かしながら、そもそも、予定主張や証拠意見を述べる 前提として、類型証拠をはじめ、検察官から広範な証 拠開示を受けることが必要不可欠である。現状では、 類型該当性などを検察官が検討する時間が長引いたり、 上記の通り一覧表の使い勝手の悪さから、弁護人が証 拠開示請求を行うのに時間を要することがあることか ら、証拠開示の手続に時間が多くかかっていることが 要因の1つとして考えられる。これを解決するために は、すべての証拠を開示する制度の法制化が不可欠で あろう。

また、争点及び証拠の整理が整い、公判前整理手続を終結できる段階に至ったとしても、実際に公判を行う日程を入れようとすると、当該裁判体で他の裁判員裁判の日程がすでに入れられていたり、検察官や弁護人の予定と合わないなどの理由から、公判審理を行う日程が相当程度先になることがある。もっとも、この問題を解消するために、公判前整理手続中に、公判審理日程を仮に押さえておく運用もされているところであるが、仮に押さえるとしても相当先になることがあり、裁判所においても裁判員裁判を行う刑事部を増やす等の方策が求められると思われる。

他方で、公判前整理手続において、弁護側が検察官から十分に証拠開示を受け、争点及び証拠の整理を行うことや、公判の審理においても必要な書証や人証を取り調べることは、被告人の防御権の保障の見地からも重要であるから、現在の証拠開示制度などを前提とすれば、審理期間の長期化は一定程度やむを得ない面もあるというべきである。

第5 人質司法の打破・弁護人立会権

] 勾留・保釈の課題

(1) 勾留・保釈に関する憲法・国際人権法上の5原則 と日弁連の意見

勾留・保釈に関する憲法・国際人権法上の原則として、①無罪推定の原則(憲法31条が保障していると解されるし、国際人権〔自由権〕規約14条2項が直接規定している。)、②身体不拘束の原則(同規約9条3項)、③比例原則(憲法34条が定める「正当な理由」を満たすためには、達成されるべき目的〔裁判権・刑罰執行

権〕とそのために取られる手段〔勾留〕との間に、合理的な比例関係が存在する必要がある。)、④最終手段としての拘束の原則(「社会内処遇措置のための国際連合最低基準規則〔東京ルール〕」。1990〔平成2〕年国連総会で採択。同規則は、公判前拘禁の代替措置が法律上規定されることを前提にしている。)、⑤身体拘束の合理性を争う手段の保障の原則(人権〔自由権〕規約9条4項)を挙げることができる。

日弁連は、2007 (平成19) 年9月、「勾留・保釈制度

第5 人質司法の打破・弁護人立会権

改革に関する意見書」及び「勾留・保釈制度改革に関する緊急提言」を公表し、2009(平成21)年7月、「出頭等確保措置導入についての提言」を公表し、2012(平成24)年9月13日付けで、「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書(その3)」を公表し、2020(令和2)年11月17日付けで「「人質司法」の解消を求める意見書」を法務大臣に提出し、人質司法の打破に向けて活動している。

(2) 保釈保証保険制度等の導入

日弁連法務研究財団は、2009(平成21)年より、韓国の保釈保証保険制度を研究するとともに、我が国への同様の制度導入につき検討し、①全国弁護士協同組合連合会(全弁協)を保証機関とし、②損害保険会社とも連携して事業の継続性・安定性を維持し、③保証料率を保釈保証金の2%程度とすることなどを骨子とする「保釈保証制度」導入を提言する研究報告書を取りまとめた。この保釈保証制度は、権利としての保釈について、ひいては被告人としての防御権の行使について、貧富の差による差別の解消を図るものである。被疑者国選弁護制度と同様の発想に基づくものと言える。

これを受けて、日弁連は2011(平成23)年1月20日「保 釈保証制度に関する提言」を行った。

その後、全国弁護士協同組合連合会を保証機関とし、保釈のための保証書(刑訴法94条3項)を発行する事業(保釈保証書発行事業)が、2013(平成25)年から開始され、旭川弁護士協同組合を除いて全国の単位弁護士協同組合で保釈保証書発行申請の取次が行われている。

これは、弁護士協同組合の組合員である弁護士が、 保証する金額の2%に相当する手数料を支払うととも に、保証する金額の10%に相当する自己負担金を預け ることにより、全国弁護士協同組合連合会が保証書を 発行し、弁護士はそれを利用して保釈を実現すること ができるというもので、資力がない被告人についても 保釈請求が容易に可能となるものであり、弁護士会は 会員にこの制度を周知して、保釈率が向上するように 働きかけをすべきである。

なお、制度開始以来2019(令和元)年8月31日までの間に、保釈保証金額が300万円を超えるものを含めて3307件の保釈保証書が発行されているが、保釈保証金額が保釈保証書発行限度額300万円を超えるものを

除いた保釈保証書発行件数3058件のうち、2146件(約70%)は保釈保証書のみで保釈が許可され、現金納付は行われていない(全国弁護士協同組合連合会ホームページより)。

(3) 勾留を争い、保釈請求を励行する運動の展開

勾留、保釈の運用の改善については、何よりも刑事 弁護の現場での積極的な弁護活動が不可欠である。現 行の勾留、保釈制度の運用への弁護人の諦めが、低い 勾留請求却下率と保釈率をもたらした副次的な原因で あったことも否定できない。運用・制度の改革、そし て保釈保証制度の導入など保釈請求を容易にする環境 の整備に努めつつ、具体的な事件において、弁護人は、 勾留を争う活動や保釈請求等を積極的かつ果敢に実践 する必要があり、日弁連及び弁護士会は、そのような 運動の提起とそれに対する支援や情報提供を、随時、 具体的に行っていくべきである。

近年、勾留請求却下率(検察官が勾留請求した被疑 者人員に占める裁判官が勾留請求を却下した人員の比 率)が上昇し、全国統計で2002(平成14)年は0.1% であった勾留請求却下率が、2019 (令和元) 年の検察 合計年報によると5.1%にまで上昇している(ただし、 2022 [令和4] 年の犯罪白書では4.1%に低下している。)。 保釈率(その年中に保釈を許可された人員の当該年に 勾留状が発付された人員に対する割合)も2003(平成 15) 年は12.6%であったが2011(平成23)年に20%を 超え、2022 (令和4) 年の犯罪白書では30.14%となっ ている。これらは大きな成果であるといえるが、否認 事件・共犯事件では保釈決定を得るのは困難な現状が あり、上訴審での再保釈が認められない事例も一定数 あり、人質司法の打破を実現したとまでは言い難い。 これからも勾留を争い、保釈請求を励行していく弁護 活動の実践と日弁連及び弁護士会の運動は手を緩める こと無く継続して続けていくべきである。

(4) 2016 (平成28) 年刑事訴訟法改正

2011 (平成23) 年5月に、法制審議会が設置した「新時代の刑事司法制度特別部会」やその作業分科会で、被疑者、被告人の身体拘束の問題についても検討が加えられたが、勾留や保釈の運用に関する委員の認識に隔たりが大きく、2016 (平成28年) 5月に成立した改正刑事訴訟法では、裁量保釈の判断に当たっての考慮事情が明文化されるにとどまった。

裁量保釈の判断に当たっての考慮事情として新たに

加えられたのは、「保釈された場合に被告人が逃亡し又は罪証を隠滅するおそれの程度のほか、身体の拘束の継続により被告人が受ける健康上、経済上、社会生活上又は防御の準備上の不利益の程度その他の事情」との記載であり、これまでの実務においても検討されていた事情ではあるが、明文化されたことによりこれらの事情がより強く意識され、具体的事情を弁護人が主張することにより裁量保釈が広く認められるようになっていくことが期待される。

特に、裁判員裁判をはじめとした連日公判期日が開かれる事件においては、被告人と弁護人の間にはより緊密なコミュニケーションが必要であり身体拘束の有無は被告人の防御権保障に重要な影響を与える。したがって、争点手続の段階から積極的に保釈請求するべきであるし、証拠調べが終わっていないことをもって保釈に消極的な裁判官や検察官の態度を改めさせるべく、何度も保釈請求を行うべきであるし、準抗告や抗告申立ても積極的に行うべきである。

また、保釈に関しては、衆議院及び参議院の法務委員会で、「保釈に係る判断に当たっては、被告人が公訴事実を認める旨の供述等をしたこと又は黙秘していることのほか、検察官請求証拠について刑事訴訟法326条の同意をしないことについて、これらを過度に評価して、不当に不利益な扱いをすることとならないよう留意するなど、本法の趣旨に沿った運用がなされるよう周知に努めること」を法施行にあたり格段の配慮をすべき事項の一つとする附帯決議がなされた。

以上のような刑事訴訟法の改正や法施行にあたる附 帯決議をふまえて、弁護士会は、より一層人質司法の 打破に向けた活動を今後も継続して行うべきである。

(5) 2023 (令和5) 年年刑事訴訟法改正

2023年(令和5)年に刑事訴訟法の一部を改正する 法律が成立し、保釈について、保釈等をされた被告人 の公判期日への不出頭罪、制限住居離脱罪、報告命令 制度、監督者制度、位置測定端末により保釈されてい る被告人の位置情報を取得する制度など新たな制度が 創設された。

いずれについても、憲法や国際人権法に適合するように適正な運用がなされるべきことはいうまでもなく、 弁護人は事案に応じて適切な運用がなされるよう申し 入れるべきであろう。

また、このうち監督者制度は身元引受人の場合より

も監督者を選任することで保釈が許可されやすくなる 可能性があるが、監督者には法律上の義務が生ずるため、被告人に監督者制度の説明を事前にすることが望ましい。

同様に、位置測定端末により保釈されている被告人の位置情報を取得する制度も運用によっては保釈が許可されやすくなる可能性はあるかもしれないが、被告人の人権が過度に制約されるおそれも否定し得ない。

弁護人はこれらの制度が、人権等を制限する可能性 があることに留意し、少なくとも従来は当然に保釈さ れていた事案において新たな制度が適用されることの ないよう、これらの制度がスタンダードとならないよ うに注意しつつ、活用することが望まれる。

2 接見交通権の課題

(1) 接見交通権の確立

「接見交通権の確立」の詳細は2021 (令和3) 年度法 友会政策要綱178~180頁を参照されたい。

接見交通権については、いわゆる一般的指定制度による接見妨害がなされてきたが、日弁連は、1980年代には、国賠訴訟の勝訴判決を背景として、法務省との直接協議によって、「面会切符制」を廃止するなど一定の改善を実現した。法友会も、会員が3日間にわたり接見することができなかった事案や取調べ中でもないにもかかわらず接見指定された事案について、法友会の会員を中心に約150名の弁護団を組織し、1997(平成9)年4月、国を被告として国賠訴訟を提起し(伯母・児玉接見国賠訴訟)、間近で確実な捜査の必要がある場合であっても検察官に接見申出をした弁護人との間で「調整義務」があり、この調整義務違反があるとして賠償を命ずる判決(一審・2000〔平成12〕年12月25日、控訴審・2002〔平成14〕年3月27日)を得るなど、めざましい成果を上げてきた。

現在の接見交通権は、こうした弁護士1人1人の活動、 国賠訴訟等によって勝ち得たものが積み重なって確立 されたものである。

2008 (平成20) 年5月1日、最高検察庁が「取調べの 適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人 等との間の接見に関する一層の配慮について(依命通 達)」(最高検企第206号) を発したことは、注目に値 する。

裁判員裁判においては、連日的開廷となるために、

第5 人質司法の打破・弁護人立会権

拘置所における休日・夜間接見の保障、裁判所構内接 見の拡充が不可欠であり、被疑者国選弁護制度実施と の関係では電話接見の導入が不可欠である(電話によ る外部交通及び一部の夜間接見はすでに試行されてい る。しかし、外部交通に関しては、時間が20分と制限 されている、通信部屋の関係から機密性が保たれてい ないという問題がある。夜間接見についても、実施可 能な時期が、公判期日や書面提出期限等の一定期間前 に制限されている点から十分であるとはいえない。)。

(2) 接見中の撮影行為に対する制限

また、被疑者・被告人との接見について、弁護人に よる写真、動画撮影を含めた録音・録画の自由化が図 られねばならない。従来この問題は、主として接見内 容の記録の一方法として捉えられてきたが、たとえば、 責任能力が争われる事件においては、被疑者の逮捕当 初の供述態度・内容を記録して証拠化することの重要 性が認識されつつあり、実践例もあらわれてきている。

ところが、実務の取扱いは、通達(1963〔昭和38〕 年4月4日法務省矯正甲第279号)により、こうした録音・録画が書類の授受に準ずるものとされており、「弁護人が右録音テープを持ち帰る場合には、当該テープ等を再生のうえ内容を検査し、未決拘禁の本質的目的に反する内容の部分また戒護に支障を生ずる恐れのある部分は消去すべきである」とされている。この通達は、証拠保全に制限を加え、秘密交通権を侵害するものであり、違法であり廃止されねばならない。

日弁連は、2011(平成23)年1月20日、「面会室内における写真撮影(録画を含む)及び録音についての意見書」において、「弁護士が弁護人、弁護人となろうとする者若しくは付添人として、被疑者、被告人若しくは観護措置を受けた少年と接見若しくは面会を行う際に、面会室内において写真撮影(録画を含む)及び録音を行うことは憲法・刑事訴訟法上保障された弁護活動の一環であって、接見・秘密交通権で保障されており、制限なく認められるものであり、刑事施設、留置施設若しくは鑑別所が、制限することや検査することは認められない。よって、刑事施設、留置施設若しくは鑑別所における、上記行為の制限及び検査を撤廃し、また上記行為を禁止する旨の掲示物を直ちに撤去することを求める。」との意見を公表している。

ところが、近時、拘置所側は、弁護人が接見する際 の写真撮影や録音を認めない態度を示し、拘置所によ っては、携帯電話等を預けない限り接見を認めない措置をとるところも現れており、これに対して、国家賠償請求訴訟が提起されたものがある。

このうち、東京拘置所面会室で、弁護人が被告人と 面会中に、鑑定請求に関する証拠とするために被告人 をデジタルカメラで撮影したため、拘置所職員が画像 の消去及び接見中は撮影をしないように求めたが、弁 護人が拒否したために接見が打ち切られた事案につい て、東京地裁の2014 (平成26) 年11月7日判決は、「本 件撮影行為のように、専ら証拠保全として行われた写 真撮影行為は、『接見』に含まれると解することはで きない」との極めて不当な判断をしていたものの、撮 影行為を理由に接見を一時停止又は終了させることは 違法であるとして、国に対して10万円の支払を命じた。 しかし、国が控訴した結果、東京高裁は、2015(平成 27) 年7月9日判決において、「被告人が弁護人等によ り写真撮影やビデオ撮影されたり、弁護人が面会時の 様子や結果を音声や画像等に記録することは(接見に は)本来的には含まれない」などと判示して、原告側 の請求を全て棄却する不当な判決をした(東弁会長の 2015〔平成27〕年7月15日付「接見室での写真撮影に 関する東京高裁判決に対する会長談話」)。

そして、最高裁も、2016 (平成28) 年6月22日に上告を棄却する決定をした。これについても、東弁は、即日「極めて不当な決定」との会長談話を発表している。

これ以外にも、小倉拘置支所において、弁護人が面 会室内で撮影した写真の消去を拘置所職員から強要さ れたとして国家賠償請求訴訟が提起されたが、福岡地 裁小倉支部は2015 (平成27) 年2月26日に弁護人敗訴 の判決を出し、控訴審の福岡高裁も2017 (平成29) 年 10月13日、弁護人の控訴を棄却し一審の判断を支持し、 最高裁も2018 (平成30) 年9月18日、上告を棄却する 決定をした事案がある。

また、佐賀少年刑務所において、弁護人が面会室内で撮影した写真の消去を拘置所職員から強要されたとして提起した国家賠償請求訴訟についても、一審の佐賀地裁は請求を棄却し、控訴審の福岡高裁も2017(平成29)年7月20日、控訴を棄却して一審の判断を支持するに至っている。

日弁連は、2011 (平成23) 年1月20日の前記意見書 と同趣旨の「面会室内における写真撮影 (録画を含む)

第3部 新たな時代の刑事司法

130

及び録音についての申入書」をとりまとめて、2013(平成25)年9月2日に法務大臣に対して申入れを行い、翌3日には警察庁長官及び国家公安委員長に対して申入れを行っている。

(3) 撮影行為以外の弁護活動に対する制限

近時では、接見時における録音機器やスマートフォン等の電子機器の使用を理由とする接見の制限や中断が報告されている。また、携帯電話機の所持を利用とする接見の拒否、被疑者から弁護人への信書発信の拒否、同信書宅下げの拒否など、収容施設による接見への不当な干渉が後を絶たない。

一方で、接見室内において、弁護人が持参したパソコンを利用して検察官請求のDVDの音声を再生していたところ、拘置所職員が再生の一時中断を求めた事案について、「電磁的記録を上記電子機器により再生しながらの打合せは、秘密交通権として保障される行為に含まれるものと解される。」とした上で、接見交通権の侵害を認めた裁判例がある(広島高判2019年〔平成31〕年3月28日ジュリスト1544号172頁)。

この他、弁護士が外国籍の被疑者に差入れたノートの中身を警察官が確認し、一部破棄を被疑者に指示した事案において接見交通権等の侵害を理由に損害賠償を請求した事件について、2020年(令和2)年9月29日、名古屋地裁は、「効率的な接見を阻害した」として判決で20万円の支払を命じた事例があり、注目される。

(4) 収容施設側の主張と取組み強化

こうした事例の根底には、収容施設側が、接見室内 における接見の様子や、弁護人と被疑者被告人との信 書の内容を把握しているという問題がある。

収容施設側は、接見状況や信書の内容把握、接見拒否、中断等を正当化する根拠として、庁舎管理権、庁舎内の規律秩序のみだれ、逃亡や罪証隠滅のおそれを持ち出す。

しかし、これらの根拠は、いずれも抽象的で被疑者 被告人の権利を擁護する弁護活動を制約できる根拠と はなり得ない。

外部への情報流出等の懸念は専門家である弁護人の 職業倫理の問題として解決されるべきであり、国家機 関による事前介入が許容される根拠にはなり得ない。

日弁連及び弁護士会は、今後も、この問題に真剣に 取り組み、弁護人が防禦活動の一環として行う写真撮 影や録音等が刑事施設の妨害を受けることがないよう に、法務省や刑事施設と協議を行う必要がある。そして、会員に対して、適切な情報を提供し、会員の弁護 活動が萎縮することがないように支援することが求められている。

接見交通権を確立し、実効性あるものにするために、 日弁連及び弁護士会は、従来からの取組みをさらに強 化していくとともに、弁護人は接見交通権を確立する ための活動を展開する必要がある。

(5) オンライン接見の実現

法務省法制審議会の刑事法(情報通信技術関係)部会において、刑事手続のIT化が議論されている。その中で、被疑者・被告人との「ビデオリンク方式」(対面していない者との間で、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法)による接見(電子データ化された書類の授受を含む。以下、「オンライン接見」という。)を刑事訴訟法39条1項の接見として位置付けることが検討されている。

憲法は、何人も「直ちに」弁護人に依頼する権利を 与えられなければ、抑留又は拘禁されないと規定する (34条)とともに、刑事被告人は、いかなる場合にも、 資格を有する弁護人を依頼することができると規定し て (37条3項)、弁護人の援助を受ける権利を保障して いる。

身体拘束を受けている被疑者・被告人にとって、弁 護人から迅速な助言を受けることは、上記権利の実現 そのものであり、極めて重要である。特に、現に弁護 人が接見をする前に取調べが行われ、供述調書が作成 されてしまう現在の刑事実務においては、初回接見を 一刻も早く実施することは切実な問題である。さらに、 遠隔地に留置施設がある場合には、弁護人に多大な労 力がかかるだけではなく、迅速な接見が困難となる深 刻な問題も発生している。

(対面による接見が重要であることはもちろんのこと、接見室の機密性が保たれることは大前提であるが)オンライン接見は、弁護人から助言を受けるという被疑者・被告人の権利保障に資するものであり、実現させる必要は極めて高い。そして、情報通信技術の発展した現代ではオンライン接見の実現は十分可能なのであるから、オンライン接見は刑訴法39条1項の接見交通権に含まれるというべきである。

オンライン接見については、刑事法部会において設

第5 人質司法の打破・弁護人立会権

備拡充による人的・経済的コストの増加やなりすまし 等の危険が指摘されているようである。

しかしながら、弁護人から援助を受けるという被疑者・被告人の憲法に由来する極めて重要な権利を拡充させる局面において、人的・経済的コストの増加を実現できない理由としてはならない。当然に国が負担するべきである。

なりすましについては、アクセスポイント方式を利用したテレビ電話による外部交通においてさえ、そのような問題は起きた報告はなく、抽象的な問題に過ぎない。

日弁連及び弁護士会は、オンライン接見が早期に実 現するよう、活動していく必要がある。

3 弁護人立会権の保障に向けて

(1) 取調べ立会いの重要性

接見交通権は、被疑者が弁護人から十分な助言を受け、黙秘権をはじめとする防御権を適切に行使するために必要不可欠な権利であるが、接見室における助言だけではなく、弁護人が取調べに立ち会い、被疑者が取調べ中にも援助を受けられることこそが、真の防御権の保障である。

取調べの録音・録画が広く実施されるようになってからは、取調べが録音録画された記録媒体が捜査機関の側によって実質証拠や補助として証拠調べ請求され、かえって被告人に不利に働きうる場面もみられている(ただし、東京高判2018〔平成30〕年8月3日〔判例タイムズ1456号75頁〕は、録音録画媒体を実質証拠・自白の信用性に関する補助証拠として使用することに消極的な判断を示している。)。今日、被疑者が、取調べにおいて、どのように臨み、何を話し、何を話さないかの判断は、より重要になっており、そのために弁護人が取調べに立ち会い被疑者に適切な助言を行うことが必要不可欠である。

(2) 取調べ立会の国際状況

国際的に見ても、アメリカ合衆国、欧州、韓国、台湾などの各国で、制度の違いこそあるものの、弁護士の取調べ立会いが制度化されている。弁護人立会いは国際標準といってよい。

現に日本政府は、国連の「市民的及び政治的権利に 関する国連規約」(自由権規約)委員会が、規約締結 国に対して行った審査において、2008(平成20)年の 第5回政府報告書審査では「全ての被疑者に、弁護人が取調べに立会う権利を保障すべきである」との指摘をうけ、2014(平成26)年の第6回報告書審においても、「全ての被疑者に対して逮捕時から弁護人を依頼する権利を保障すること及び弁護人が取調べ中に立会うこと」を保障するためのあらゆる措置をとるべきであると指摘されている。

また、2021 (令和3) 年11月、国連人権理事会恣意 的拘禁作業部会は、カルロスゴーン氏が日本で恣意的 拘束を受けたという意見書を発表したが、その中でも 日本が被疑者取調べに弁護人の立会いが認められてい ないことが触れられていた。

日本が「国際社会において、名誉ある地位を占めたい」(憲法前文) というのであれば、「できない理由」ばかり並べて反対するのではなく、こうした指摘を真摯に受け止め、制度化に向けて真剣に取り組まなければならない。

(3) 取調べ立会いは真相解明を阻害するか

弁護人立会いに対する反対意見は様々であるが、最も強調されるのは「真相解明がなされなくなる」という点である。この意見は「弁護人がいると取調べにより圧力をかけたりや説得をしづらくなる」ことが前提となっていると考えざるを得ないが、供述・自白偏重の過去の捜査観と言わざるを得ないし、説得力がない。また、取調べにおける自白が虚偽であった冤罪事件は確かに存在する。取調べにおける供述が必ず正しいという担保もないのに、弁護人立会いによって真実解明が阻害されるという立論には無理があるという他ない。

なお、真相解明が阻害されるという意見は、取調べの録音・録画の検討の際にも出ていた。しかし、いざ 制度が導入されて「録音・録画により事案の真相が解 明できなかった」という大きな議論は出ていない。むしろ、上述したように捜査機関側が記録媒体を実質証 拠や補助証拠として使用しようとする動きが出ている くらいである。

上記の懸念は杞憂に過ぎず、取調べ立会いにより事 案の真相解明が阻害されるおそれは抽象的なものに過 ぎないのではないだろうか。

(4) 立会いを一律に認めない旨の(旧)通達

北海道警察において、弁護人から取調べへの立会いの申出があった場合には、これを認めないよう指示する通達が2021 (令和3) 年12月27日付けで発出されて

いることが判明した(報道では、兵庫県警察においても同種の対応要領が確認されたという。)。

こうした解釈は、犯罪捜査規範180条2項、法務・検察行政刷新会議(第6回)で示された法務省の見解にも反し、警察官においても、検察官と同様に弁護人立会いに関して個別判断が必要であることを示した2016(平成28)年3月自由権規約委員会の総括所見(CCPR/C/JPN/CO/6)に対する日本政府コメントとも整合しない。

また、警察庁は2021(令和3)年5月、各都道府県警察に対し、弁護人から取調べへの立会いの申出があった場合、警察署独自で判断させることなく、警察本部で組織的に対応するよう指導連絡を発しており、立会権を認める刑訴法上の条文が存在しないことに触れているところから、(北海道警察、兵庫県警のような通達まではいかなくとも)組織的・全国的に立会いを事実上認めないとの方針を採っている可能性がある。

取調べ立会いを実現していくためには、実際の事件における実践が重要であるが、万が一、捜査機関から、立会いを認めない発言がなされた場合には、立会いを認めない根拠を確認するべきであろう。

一律に拒否しているのであれば警察庁の指導連絡と 異なることを指摘する抗議書、拒否について明確な根 拠がなければその点を指摘する抗議書の送付をすると ともに、誤った通達等により立会いを拒否され取調べ において供述調書が作成されてしまった場合には任意 性を争うこと等も実践していくべきである。

(5) 日弁連の取組みなど

日弁連は、2019(令和元)年10月4日、徳島で開催された第62回人権擁護大会において、弁護人を取調べに立ち会わせる権利の確立の実現に向けて全力を挙げて取り組むことを決意するとともに、弁護人を取調べに立ち会わせることを求めた。その後、日弁連では、取調べへの立会いに関する検討ワーキンググループが設置され、2021(令和3)年には取調べ立会い実現委員会が設置され、実現に向けて活動している。

2020 (令和2) 年12月の法務・検察行政刷新会議報告書にも「(2016 [平成28] 年改正刑事訴訟法の) 3年後検討の場を含む適切な場において、弁護人立会いの是非も含めた刑事司法制度全体の在り方について、社会の変化に留意しつつ、刑事手続の専門家以外の多様な視点も含めた幅広い観点からの検討がなされるよう

適切に対応すること」が明記された。

この会議では、「被疑者取調べに弁護人が立会わせないことを検察庁が決めたことはなく、立会いの可否は検察官の裁量判断による」という従前の法務省の考えも確認された。

そのため、理論的には各担当検察官の判断で弁護人の取調べ立会いは可能なのであるから、個別の事件において積極的に立会いの申入れをしていくことが重要である(被疑者に取調べ受忍義務はないことは少なくとも在宅事件では明白なのであるから、立会いを条件に取調べに応ずるという提案もあり得るだろう。ただし、全く妥当ではないが出頭しないことを理由に逮捕令状を請求する捜査官、逮捕状を発付する裁判官が存在することもまた確かなので、こうした点を依頼者に説明するなどの注意は必要である。)。

もっとも、個別の事件において、捜査官が弁護人立 会いを認める可能性は現時点では低く、立法による制 度化も目指す必要がある。上記刷新会議では、弁護人 の取調べ立会いについて、再検討する場が設けられる ことが確認されており、期待される。

制度化のためには立法事実も重要であり、弁護人1 人1人が取調べの立会いを積極的に申入れていること、 立会いによって上がった成果(被疑者の心理的負担が 減ったことも当然含まれる)を共有してくこともまた 重要になる。

4 取調べの可視化

日弁連では取調べの可視化本部にて、毎年、可視化制度の施行状況を確認しており、検察では、2019(令和元)年度、4類型(裁判員裁判対象事件、検察官独自捜査事件、知的障がい者に係る事件、精神障がい者等に係る事件)と試行対象事件(公判請求が見込まれる事件)を含めて10万3380件の録音録画を実施し、2022(令和4)年度では、身柄件数9万8035件に対して94.2%である9万2379件で録音録画を実施している。

これに対し、警察では、2021 (令和3) 年度、裁判 員裁判対象事件の検挙件数3297件のうち96.5%である 3181件で録音録画を実施し、精神に障害を有する被疑 者の取調べでは9112件で録音録画を実施しているが、 これ以外の類型の事件にまで適用することには消極的 である。

警察段階を含めて全件について全過程の録音録画が

第5 人質司法の打破・弁護人立会権

されていないことは大きな問題であり、個々の事件では積極的に可視化を申し入れる、制度としても全件全 過程の取調べの可視化が実現されるよう努力を続ける 必要がある。

他方、取調べの可視化によって、現場の感覚として、 取調室で暴行や露骨な脅迫がなされる事案が減った、 自白の任意性を争う事案が減った等の指摘もある。

2021年(令和3)年10月28日、大阪地裁が業務上横 領事件について無罪判決を出した事件においては、共 犯者とされた者に対する取調べでの検察官の脅迫的・ 誘導的な言動が録音録画によって明らかとなり、同人 の供述信用性判断に大きな影響を与えたようである (2019〔令和元〕年(わ)第5184号)。 取調べの録音録画に大きな意義があることは間違いない。

しかしながら、上記大阪地判の事件でも見られたと おり、取調べの録音録画だけでは、違法な取調べを防 ぐことはできないこともまた事実である。

上述した取調べ立会いとも関係するが、取調べが可 視化されていても、捜査官に説得され事前に決めた方 針を貫徹できない、誤った供述をしてしまう等の可能 性が残っており、弁護人が取調べに立ち会い助言をで きなければ意味がないという指摘は否定できない。そ のため、取調べの可視化を考えるにあたっても、弁護 人の取調べの立会いとセットで考え、行動し、実践に 移すことが重要である。

第6 国選弁護制度の課題

当番弁護士活動の成果としての被疑者国 選弁護制度

被疑者国選弁護制度は、戦後の新刑事訴訟法制定の 過程において、すでに実現すべき課題として捉えられ ていた。その後、現行憲法の解釈論としても位置づけ られ、日弁連をはじめ多くの先人が長年にわたってそ の導入を強く訴えてきた。これを実現することは、 我々法曹に課せられた責務であるとの認識が拡がり、 弁護士会は、1992(平成4)年、当番弁護士制度を全 国で展開し、以後実績を積み重ね、制度を定着・発展 させてきた。

この当番弁護士制度には、国民世論の大きな支援が寄せられ、それが原動力となって、刑訴法が改正された。2006(平成18)年10月、いわゆる法定合議事件に見合う事件につき被疑者国選弁護制度が導入されるに至った(第一段階)。そして、その対象事件の範囲は、2009(平成21)年5月21日以降、いわゆる必要的弁護事件に拡大され(第二段階)、2018(平成30)年6月1日以降は、勾留が発せられた事件全件に拡大された(第三段階)。

日本司法支援センターの業務と弁護士会の役割については2021 (令和3) 年度法友会政策要綱182~183頁を参照されたい。

2 国選弁護人報酬の算定基準について

国選弁護人報酬の算定基準については、報酬制度の 改革等によって充実した弁護活動の提供が確保される 仕組みを創るという視点が重要である。

弁護活動に対する介入は、直接的な介入のみならず、 報酬決定を通じての介入もあり得る。そして、かつて の国選弁護報酬は、低額であるのみならず、定額であ った。いかに熱心な活動が行われても、また、いかに 「手抜き」が行われようともそれが報酬に反映するこ とは少なかった。適正な報酬が支払われることなくし ては、弁護活動の自主性・独立性は損なわれ、充実し た弁護活動の提供が確保されないのである。

日弁連は、労力に応じた報酬、明確な算定基準、報酬の増額を目標に取り組み、裁判員裁判の弁護報酬の創設も含めて、2018(平成30)年までに複数回の改訂を実現してきた。しかし、国選弁護報酬の額が一般事件の基礎報酬を中心に「低額」であることは、根本的には克服できていない。

国選弁護報酬が、法律事務所の経営維持の観点から 適正といえる金額に増額されること(つまり、ボラン ティア活動ではなく、業務と評価できるまで高めるこ と。)が、優れた国選弁護人候補者を継続して確保す るための前提であることを忘れてはならない。

国選弁護報酬増額に向けては日弁連として長年取組 んでいるところではあるが、会員各自が、報酬算定に

対する不服申立てを法テラスに対して行うことが、基 準改正への後押しになるので、不服申立ての励行をお 願いしたい(国選弁護報酬の増額問題については、第 1部第2章5を参照)。

3 第四段階の国選弁護制度へ

我々は、被疑者国選の実現を、弁護士及び弁護士会 の努力の成果と評価するとともに、第三段階として身 体拘束事件全件年間11万件を担っているが、さらに第 四段階として、逮捕段階からの国費による弁護制度の 確立を目指す段階にある。日弁連の国選弁護本部・国 選弁護シンポジウム実行委員会では、施行に備えた全 国の単位会における個々の扱いをいかに平準化するか という検討作業が始まっている。第四段階の制度設計 については、2012 (平成24) 年12月の第12回国選弁護 シンポジウムにおいて、第11回よりも踏み込んだ検討 結果が報告された。さらにはこれを受け、2013(平成 25) 年9月には、日弁連国選弁護本部において、「逮捕 段階の公的弁護制度(当番弁護士型)試案」を取りま とめた。その後の2017 (平成29) 年11月の第14回国選 弁護シンポジウムでは、資力のいかんにかかわらず、 国選弁護人選任請求書を裁判所に提出して選任手続を 進めることとし、裁判官が「貧困その他の事由により 弁護人を選任することができないとき」(刑訴法37条 の2第1項)という国選弁護人選任要件を審査する必要 がある場合は、国選弁護人候補者を選任して、国選弁 護人選任要件を調査、報告させて、国選弁護人選任手 続を進める試案が示された。2021 (令和3) 年9月の第 14回国選弁護シンポジウムでは、逮捕段階の公的弁護 制度は検討中であるものの、ポイントは①資力要件不 要、私選弁護人選任申出前置廃止、②被疑者と裁判官 との面接不要、③リレー方式の新設としている。

2016 (平成28) 年刑事訴訟法改正においても、逮捕 段階における国選弁護制度の創設は見送られた。身体 拘束を受けた全ての人に弁護人を付するという目標を 目指し、今後も継続的に運動を展開していかなければ ならない。

制度として検討した場合の課題は、①法制化によって全国的に統一的な扱いが可能か、②逮捕段階における国選選任権限をどの機関が行うべきか、③勾留前に選任するだけの必要性があるのか、という点であろう。 ①について、当番弁護士派遣について全国の単位会に おいて独自の方式を採っているが、ある程度の統一化を検討しなければならない。各単位会において地域的特性等に根ざした運用が行われてきたという経緯に鑑みても容易なことではないが、現在、日弁連の国選弁護本部において作業が継続されている。②については弁護士会プロパーの問題ではないため、裁判所や検察庁と具体的な方策に向けた協議を行う必要があろう。③については、まず当番弁護士として派遣された会員各自が速やかな接見を行い、その必要性を明らかにする努力が必須である。東京三会においても3日以上接見が遅れたケースが毎月複数件報告されているのが実見が遅れたケースが毎月複数件報告されているのが実情であり、その改善なくして第四段階の実現はないことを強く自覚して、日々の弁護活動を行っていくことが不可欠である。

国選弁護制度拡大によってこれまでの弁護士会の取り組みが一定の形を見たことについては、評価されるべきである。しかし、我々はこの段階にとどまらず、さらに被疑者・被告人の権利が十分に護られるよう、努力を継続していかなければならない。

4 その他の課題

(1) 国選弁護人割当制度の改革

東京三会独自の課題としては、東京三会が作成した 国選弁護人名簿により、法テラス東京地方事務所がな す指名打診の方式をどうするのかという課題がある。

これらの指名方法が、どのように運用されるのか、 迅速な指名通知に支障はないか、事件ごとに適切な弁 護士を指名できているか、その他、弁護活動の自主性、 独立性に対する問題はないか等について、弁護士会は 継続的に検証を続けていかなければならない。

また、裁判員裁判が始まって、裁判員裁判用の名簿の充実を図るため、東弁では、2011(平成23)年より裁判員裁判を担当する国選弁護人の指名方法も改訂された。また、控訴審・上告審で弁護の充実を図るため、一審が裁判員事件であったものについては、裁判員裁判を担当する弁護人用の名簿から選出する等の工夫が行われている。さらなる指名方法の改善が求められるところである。

全国においても、日弁連刑事弁護センターより2020 (令和2) 年12月25日付「各種刑事関係名簿への新規及 び継続搭載に係る研修の要件化の検討について(依頼)」が各単位会に送付され、研修要件を定めること

第6 国選弁護制度の課題

の検討が開始されている。

(2) 継続受任問題

東京高裁では、一審からの継続受任を原則として認めない方針に転換した部もある。しかしながら、被疑者段階からの蓄積を活かして充実した弁護をしようとする努力を無にするような扱いは、継続受任を制度化した立法の経緯にも反するものである。

(3) 触法障がい者への対応

大阪で始まったいわゆる触法障がい者対応弁護人名 簿を参考に、東京三会でも障がい者が被疑者となった 事件について対応することができる専用の名簿を作成 し、2014(平成26)年4月からその運用が開始されて いる。残念ながら当該名簿に登載されている弁護士の 数が十分とはいえないのが現状である。国選弁護人報 酬が低額であり、触法障がい者の弁護活動における負 担が一般的に重くなることが大きな理由であるが、障 害を有する人の人権を適切に擁護していくためにも、 触法障がい者の弁護活動を担うことができる弁護士の 育成を丁寧に行っていく必要がある。

また、いわゆる触法障がい者問題は、逮捕・勾留段階、公判段階だけの問題ではない。専門的な福祉機関との連携を図りつつ、障害を有する人の人権を適切に擁護する体制をとらなければならない。特に、その障害や再犯率に目を奪われて、障がい者に対する予防拘

禁的な取扱いになることが決してないよう自覚をもって取り組みを深めていく必要がある。

(4) 国選弁護における専門家助力を得るための資金援助制度

前項で述べた触法障がい者の刑事事件に十分に対応 するために、社会福祉士との連携などが適切に模索さ れなければならない。また、責任能力や法医学上の問 題が生起した際には、医師や学者からの支援が必要と なる。

しかしながら、これらの専門家に専門家としての関与を求める以上、これらの活動に対しても、正当な報酬が支払われなければならない。しかしながら、従来はそれに関する資金的手当は何らなされていなかった。このため、東京三会は、より実質的な弁護活動に資する観点から、会としてこれらの事件の一部ではあるが、このような専門家からの援助を得るための資金を援助する制度を立ち上げ、その後、日弁連も、触法障がい者等の弁護活動を資金的に援助する制度を立ち上げた。これによって、よりいっそう充実した活動を行うことが期待されているものの、その範囲は限られており、かつ、これらが国選弁護に関する費用であり本来は国費によって支弁されるべきものであることを考えれば、より充実した弁護活動に資する費用を国庫から得ることができるよう、活動を継続していかねばならない。

第7 少年司法制度をめぐる問題

1 少年非行の背景と少年法の理念

少年非行は、社会の病理を写す鏡である。少年事件の背景には、虐待、いじめ、貧困、差別など、少年自身の被害体験があることが多い。また、発達障害や知的障害に対する社会の無理解、偏見・差別や養育支援策の不足などのために、発達特性に応じた適切な養育が受けられなかった少年もいる。そのため、子ども期に健全な成長発達が遂げられず、人格的発達が未熟であったり歪んでしまったりという問題を抱えていることが多い。すなわち、少年非行は「幼少期から受けてきた人権侵害に対するSOS」であると見ることができる。

そのため、少年司法制度の理念・目的は、少年の「健全育成」であり(少年法1条)、非行に陥った少年に対

しても、応報的な観点から厳罰を下すというのではなく、教育・福祉・医療などを含めた総合的な見地からの対応がなされなければならない。なお、少年法1条の「健全育成」は、少年を権利の主体として見るのではなく、保護の客体と見る時代に規定された用語であるため、1994(平成6)年の子どもの権利条約批准を契機として、少年司法制度の理念を、少年の「成長発達権保障」と捉え直すべきであるという考えがもはや常識である。

ときに社会の耳目を引く少年事件が起きると、少年 事件の「増加」「凶悪化」「低年齢化」などが喧伝され ることがあるが、実際にはそのような事実はない。

2022 (令和4) 年版犯罪白書によると、少年の刑法 犯の検挙件数は2008 (平成16) 年以降減少し続けてお

り、2021(令和3) 年は2万0399人(前年比9.5%減)となっている。

これは少子化による少年の絶対数の減少の影響だけではなく、人口比も減少傾向にあり、人口比の最も高かった1981(昭和56)年の約8分の1になっていることから、少年非行対策は基本的には奏功していると評価することができる。

2 少年法「改正」と少年審判の変質

(1) 2000年「改正」以降

ところが現実には、少年法は2000(平成12)年を皮切りに、2007(平成19)年、2008(平成20)年、2014(平成26)年、2021(令和3)年と相次いで「改正」され、刑事裁判化、刑罰化・厳罰化が志向された。5度の「改正」を経ても、少年法1条が規定する「少年の健全育成」という理念は変わらないとされるが、実際には、制度の変更は理念の変質をもたらし、少年審判のあり方や調査官調査のあり方が変質しているというのが現場の実感である。そのために、少年の成長発達権保障がないがしろにされる事態も生じている。なお、2000(平成12)年以降の「改正」の歴史についての詳細は、2014(平成26)年度版政策要綱を参照されたい。

このような実務の変質は、時の経過とともに不可避とも言える担い手の変化によるものも大きい。すなわち、2000 (平成12) 年から20年以上を経て、当時の「改正」をめぐる議論を知らない者たちが、今の少年審判を担う裁判官・調査官・付添人になっている。そのため、「改正」法の解釈運用も立法当時に議論されていたような厳格なものではなくなってきて、安易な検察官関与や観護措置期間の特別更新がなされたという事例や、少年法の理念に反する逆送事例なども報告されているところである。また、弁護士の側が、少年の被疑者弁護や付添人活動に刑事弁護的な発想を持ち込み、少年法を変質させてしまっているのではないかという懸念もあるところである。

少年法が徐々に「改正」されてきたことに対し、日 弁連は常に反対してきたが、残念ながら、「改正」を 阻止することはできなかった。反対運動にもかかわら ず「改正」されてしまった以上、我々弁護士は、個々 の事件において、弁護人・付添人として活動する中で、 少年法の理念を守る守護者にならねばならない。

(2) 2021年「改正」

民法成年年齢が18歳に引き下げられると決まったことを受け、少年法適用年齢の引き下げが議論の俎上に上がっていたが、日弁連・全国の弁護士会を含め各界の反対運動が一定の効を奏し、2021(令和3)年5月、少年法の適用年齢は20歳未満としたままで、18歳・19歳少年を「特定少年」とする内容の少年法「改正」案が可決成立した(国会上程前の少年法「改正」をめぐる動きについては、2021〔令和3〕年度法友会政策要綱317~318頁を参照されたい)。

そして、国会審議の過程における参考人質疑や政府 答弁を踏まえ、与野党を問わず少年法の理念が正しい こと及びその運用も基本的に良好であることが確認さ れ、今般の「改正」が少年法の理念を後退させること がないようにという観点から、「18歳及び19歳の者は、 類型的に成長発達途上にあって可塑性を有する存在で あることから、引き続き少年法の適用対象と位置付け ることとした趣旨を踏まえ、少年の健全な育成を期す るとする法の目的及び理念に合致した運用が行われる よう本法の趣旨の周知に努めること。」(参議院附帯決 議)など、幾多の附帯決議がついた。しかし、いった ん「改正」がされると、条文が独り歩きし、附帯決議 が忘れられかねないので、日弁連では、国会での審議 経過における答弁や附帯決議から立法者意思を正しく 現場に伝えるため、「少年法2021年改正の概要」と題 するパンフレットを作成し、現場への周知を図ろうと している。

この「改正」の一番の問題は、少年法に初めて「犯情」(64条)という概念を導入したことにより、少年法を刑罰化・応報刑化する方向で変質させる方向に舵を切ったことである。「改正」の要点としては、特定少年については原則逆送対象事件の範囲を広げ、死刑、無期又は短期(法定刑の下限)1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件としたことである。これにより、現住建造物等放火罪、強制性交等罪(当時の罪名)、強盗罪、組織的詐欺罪などが新たに原則逆送対象事件となった。そして、特定少年が逆送されて起訴された場合には、その段階から、少年法61条の適用から外れ、実名推知報道が許されることになった(68条)。また、刑罰についての特例も適用されなくなる。そして、ぐ犯の規定が適用されないことになった。

これらが、少年の社会復帰に及ぼす悪影響は計り知

第7 少年司法制度をめぐる問題

れないので、弁護人・付添人としても、制度変更を踏まえた上で、運用面で少年法の理念を守っていくための活動が必要になってくる。

また、改正法の附則には、施行後5年を経過した時点で、制度の在り方の再検討をする条項があるため、今後も、少年法適用年齢の引下げを求める圧力に対抗するともに、今回の改正法の見直しを求めるための準備・活動を続けるべきである。

日弁連では、全国の事例を収集し、最高裁との協議や5年後見直しに活かそうとしているところである。とりわけ、実名報道の有無を注視しているところ、起訴後実名報道が予想される事件に関しては、付添人がマスコミに丁寧に説明したり、付添人の所属弁護士会が会長声明を発したりすることによって、実名報道されない事件もあり(中には、実名報道する報道機関としない報道機関に分かれる事件もある)、地道な活動の実践が重要であることが示された。今後も、実名報道の問題を訴え続けていく必要がある。

もっとも、一社でも実名報道してしまえば、現代のネット社会では取り返しがつかないので、抜本的な見直し(68条の撤廃)の必要性についても、引き続き訴えていくべきである。この点、東弁では、改正少年法の施行を控えた2022(令和4)年3月7日付け「『改正』少年法に関する意見書」において、68条の速やかな撤廃を求める意見を述べていたところであるが、2023(令和5)年5月に都内で発生した少年の強盗事件に関して、起訴後実名報道がされたことを受け、2023(令和5)年7月25日に「改めて少年法第68条の速やかな撤廃を求める会長声明」を発出した。東弁の意見が、今後、日弁連の動きに影響を与えることができるよう、東弁としての取組みも重要となる。

3 全面的国選付添人制度実現へ向けた運動

少年事件に付添人を付する必要性は、成人の刑事事件の弁護人選任の必要性に勝るとも劣らない。この必要性は、2000(平成12)年の少年法「改正」により、ますます高まった。

ところが、少年法は、少年及び保護者に付添人選任権を認めるものの、資力のない少年に実質的に付添人選任権を保障する制度にはなっていなかった。2000(平成12)年改正少年法においても、検察官関与のある事件について国選付添人制度を規定したが、検察官関与

のない大多数の事件について、付添人選任権を保障するものではなかった。

そこで、少年の付添人選任権を実質的に保障するため、福岡県弁護士会は、2001(平成13)年2月より、 当番付添人制度(身柄全件付添人制度)を発足させ、 目覚しい成果を上げた。

東京も福岡に続くべく、法友会・法友全期会は、2003 (平成15) 年7月、「当番付添人制度実現を提言する決議」を行い、2004 (平成16) 年4月からの東京での当番付添人制度実現に向けてさまざまな取り組みを行った。

その結果、東弁では、2004 (平成16) 年7月28日の 臨時総会において財政的手当てを行い、2004 (平成 16) 年10月より、東京家裁本庁の事件について当番付 添人制度を発足させ、多摩支部では、2005 (平成17) 年4月より制度実施に至った。その経過の詳細につい ては、2014 (平成26) 年度版政策要綱273頁を参照さ れたい。

このような運動の成果は、2007(平成19)年「改正」 少年法の唯一評価できる点として、「検察官関与を前 提としない国選付添人制度の創設」という形で現れた。 しかし、国選付添人選任の対象となるのは、いわゆる 重大事件に限られ、しかも裁判所の裁量的選任である ために、実際に国選付添人が選任される事件は、身体 拘束事件全件のうちのわずかに過ぎなかった。

そこで日弁連は、2009(平成21)年3月、全面的国 選付添人制度実現本部を立ち上げ、制度実現へ向けた 内外への働きかけを本格的に開始した。

もっとも、全国で全件付添人制度(当番付添人制度) を実現・維持していくためには、法律援助制度の充 実・継続が不可欠であり、そのための財政的な手当て を講じることが必要であった。そこで、日弁連は2007 (平成19) 年10月より、少年保護事件付添援助事業を 含めた各種法律援助事業を、法テラスに委託して実施 することとした。この事業を支える財源の手当のため に、法友会・法友全期会は、2008 (平成20) 年7月、「少 年保護事件付添援助制度等を維持・発展させるための 財源手当を求める決議」を行い、新しい基金(少年・ 刑事財政基金)の創設及びその維持を推進してきた(詳 細は2014 [平成26] 年度版政策要綱273頁を参照され たい)。

このような取組みの成果として、2014 (平成26) 年

4月11日、国選付添人制度の対象事件を拡大する少年 法改正案が可決成立した。

ただし、この改正に伴い、検察官関与対象事件が拡大したこと、少年の厳罰化が進行したことは、少年法の理念に反する改悪であった。その経緯と立法過程における日弁連の対応の問題点については2014(平成26)年度版政策要綱275頁を参照されたい。

せっかく実現した国選付添人選任対象事件の拡大で あるが、対象事件であっても裁判所が国選付添人を選 任しないことが多かった。選任率は2016(平成28)年 にようやく対象事件の60%を超えたに過ぎなかったが、 弁護士会から裁判所へ選任率向上を求め続けたところ、 徐々に選任率が上がって、2021 (令和3) 年には全国 平均は83.2%になったものの、100%にはまだ隔たり がある。しかも、東京家裁本庁は78%と全国平均に達 していない。国選付添人が選任されなかった事件につ いては、弁護士は日弁連の委託援助事業を利用した私 選付添人として活動せざるを得ない状況が続いている が、国選対象事件であるにもかかわらず弁護士の会費 から運営される委託援助事業に依存するのは不合理で ある。国選付添人の選任率を高めるべく、日弁連と最 高裁、各地の弁護士会と家裁との間で適正な運用に向 けた協議を続ける必要があるし、とりわけ東京三会は 東京家裁との協議に力を入れる必要がある。

さらに、被疑者国選弁護制度の対象事件が、2018(平成30)年6月から全勾留事件にまで拡大したことに伴い、国選付添人制度の対象も全観護措置事件に拡大すべく、日弁連・弁護士会を挙げて、全面的な国選付添人制度実現へ向けての運動を続けることも必要である。そのため、日弁連は、2018(平成30)年2月16日、「全面的国選付添人制度の早急な実現を求める意見書」を発表し、身体拘束事件全件を国選付添人制度の対象とするとともに、選任を裁判所の裁量に委ねるだけではなく、少年からの請求も認めるべきと提案し、さらに将来的には、必要的選任制度にすべきであると提言したところであり、その実現へ向けた運動の強化が必要となる。

なお、ぐ犯事件も国選付添人選任の対象とするには、 検察官関与制度とのセットという制度構想はあり得な いので、この機会に、検察官関与と切り離した裁量的 国選付添人制度を導入するよう、日弁連としては、 2014(平成26)年改正時の反省を踏まえた慎重な対応 が必要である。

4 裁判員裁判が少年事件に及ぼす影響

(1) 少年逆送事件の裁判員裁判における問題点

裁判員法は、少年被告人の事件も対象としているが、 そのために生じ得る現実的な問題点について、裁判員 制度導入を検討した政府の司法制度改革推進本部裁判 員制度・刑事検討会では、議論がされなかった。

しかし、裁判員制度の運用次第では少年法改正手続を経ずして少年法が「改正」されるおそれがあった。すなわち、本来、少年の刑事裁判に関しては少年法上、審理のあり方・処分の内容に関して科学主義(事件の調査は、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識〔特に少年鑑別所の鑑別の結果〕を活用する考え方)が定められ(少年法50条、9条)、これを受けて、証拠調べに関し「家庭裁判所の取り調べた証拠は、つとめてこれを取り調べるようにしなければならない」(刑事訴訟規則277条)という規定が置かれており、この規定にいう「家庭裁判所の取り調べた証拠」の中でとりわけ重要なのが「社会記録」である。そして、これらの規定は、刑事訴訟法の特則としての位置を占めているが、裁判員制度の運用次第では、これらの規定が死文化しかねないという懸念があった。

そのため、少年被告人を裁判員制度の下で裁くのであれば、いくつかの規定整備(法律レベルと規則レベルと両方考えられる。)と、運用についての法曹三者の合意が必要であった。

そこで、日弁連は、2008 (平成20) 年12月19日に「裁判員制度の下での少年逆送事件の審理のあり方に関する意見書」を発表するとともに、論点整理を行い、最高裁に対して、制度開始前の一定の合意に向けた協議の申し入れを行ったが、最高裁は、正式な「協議」の実施を拒否したため、単なる意見交換を実施することができただけであった。そして、その意見交換の中で、最高裁は、日弁連が提示したさまざまな問題点について、あくまでも個別の裁判体の判断であるとの姿勢を崩さなかったため、何らの合意をすることはできないまま、裁判員制度が開始された。

それから15年を経て、当時の議論を知る刑事裁判官 も減り、裁判員裁判の中で、社会記録がほとんど取り 調べられなくなってきており、懸念されていた刑事訴 訟規則277条の「死文化」は現実のものとなった。

第7 少年司法制度をめぐる問題

(2) 少年保護事件における審判の変質のおそれとその 現宝化

裁判員制度が、逆送されなかった大多数の少年保護 事件の審判を変質させるおそれがあることも懸念され た

すなわち、家裁での調査結果(社会記録)が、刑事 公判において提出され、直接主義・口頭主義にしたが って証拠調べが行われた場合には、調査対象者の高度 なプライバシーが公になるおそれがあり、そのおそれ があるとなると、今後他の事件の調査において、学 校・児童相談所を含め、関係者が調査に非協力的にな ることなどが懸念された。

そして、それらの懸念を未然に防止するために、家 裁が調査のやり方を変え、幅広い調査をしなくなる、 あるいは調査はしても調査票への記載をしない(あく までも調査官の手控えとして事実上裁判官が情報を入 手する。)など、社会記録のあり方が変質することが 危惧されていたところ、その危惧は現実のものとなり、 少年審判のあり方が変質してきたという指摘がある。

日弁連は、2009(平成21)年5月7日に「少年審判における社会調査のあり方に関する意見書」を発表して警鐘を鳴らしたが、それからすでに14年を経て、その間、徐々に社会調査の在り方が変化してきたことに加え、2022(令和4)年度から、社会調査票の記載項目が大きく変更されたため、家族歴・生育歴などの調査が十分になされなくなるのではないかとの懸念があるので、警戒が必要である。

(3) 少年法の理念を守る裁判員裁判のあり方の模索

以上のとおり、①刑事訴訟手続の中で少年法の理念 を貫徹すること、②審判手続の中で少年法の理念を貫 徹すること、という2つの要請を満たしつつ、裁判員 制度の理念を実現するための方策が検討されなければ ならない。

すなわち、社会記録等の高度にプライバシーを含んだ情報を、公開法廷で明らかにすることなく、どのように主張したり証拠として提示したりしていくのかという問題である。その詳細については、2014(平成26)年度版政策要綱150頁を参照されたい。

(4) 今後の取組み

本来、少年法の理念を全うしながら少年の裁判員裁判を実施するには、成人事件とは異なるさまざまな問題が解決されなければならなかった。そのためには、

立法的手当も必要である。その手当なくして、少年被告人を裁判員裁判の下で裁くことは、本来は避けられなければならなかった。

しかし、日弁連からの問題提起に対して、何らの問題解決がされないまま裁判員制度が始まってしまった以上、その中で、完璧とは言えないまでも可及的に少年の権利保障を図ることができるか否かは、個々の弁護人の訴訟活動にかかっているということになる。そのため、日弁連では「付添人・弁護人を担当するにあたってQ&A」を作成して全国に配布した。

しかし、制度上の問題を抱える中で実施される少年の裁判員裁判においては、個々の弁護人の努力ではいかんともし難い点が多々ある。これまでに全国から日弁連に寄せられた情報からは、当初懸念されたとおり、社会記録の取扱いが大きく変わり、科学主義の理念を表す少年法50条、9条、刑事訴訟規則277条がないがしろにされた運用が散見される。また、少年のプライバシー保護にも意を払われていない訴訟指揮も見受けられるところである。やはり、個々の弁護人の努力だけでは、少年法の理念を守ることが難しくなっていることが明らかである。

そこで、日弁連は、2012(平成24)年1月、「少年逆送事件の裁判員裁判に関する意見書」を取りまとめ、少年法の理念に則った審理方法が貫徹されるよう弁護人の請求による公開の停止や少年の一時退廷を認めることができる旨の規定の新設、科学主義の理念の明記、少年法の理念や科刑上の特則等の少年事件固有の規定について公開の法廷で説示する旨の規定の新設などを提言し、裁判員法施行3年後の見直しにおいて、今度こそ少年事件の問題を置き去りにすることなく、改正がなされることを目指した。その結果、法務省が設置した「検討会」において、一応、少年逆送事件についても議論がされたが、制度改正の必要性について理解を得るに至らなかった。

日弁連・弁護士会としては、今後も、裁判員裁判に 限らず、少年逆送事件の刑事裁判の在り方について、 抜本的な見直しの提言をしていくべきである。

一方で、現行法下でなしうる弁護活動の質を向上させるためには、ノウハウを蓄積することが重要である。 そのために、日弁連では、各地の逆送事件の事例検討を行い、日弁連付添人経験交流集会や子どもの権利委員会の夏季合宿を通じて、会員に対して情報提供して

いるところであり、全国どこでも、いざ事件が起きた ときに最良の弁護活動が提供できるような努力を、各 弁護士会でも進めることが必要である。

5 少年矯正制度の改革

広島少年院で複数の法務教官による在院少年に対する暴行事件があったことが、2009(平成21)年5月22日に広島矯正管区が発表したことで明らかになった。

これを受け、日弁連は、同日に会長談話を発表し、さらに同年9月に、「子どもの人権を尊重する暴力のない少年院・少年鑑別所への改革を求める日弁連提言」と題する意見書を公表し、「視察委員会(仮称)」等の設置を提言した。併せて、法務省内に設置された少年矯正を考える有識者会議(以下、「有識者会議」という。)に、日弁連子どもの権利委員会委員長を推薦して、有識者会議における議論の推移を見守ってきた。

そして、有識者会議が法務大臣に対して最終報告書 を提出することが見込まれた2010 (平成22) 年10月に は、日弁連として改めて「少年矯正のあり方に関する 意見書」を公表し、「随時の視察や被収容者との面談 等を行うことで処遇の実情を適切に把握し、処遇や運 営について把握し、これに対して必要に応じて意見や 勧告を行う機関として少年院監督委員会、少年鑑別所 監督委員会(仮称)を矯正施設ごとに創設すべき」こ となどを提言した。そして、2011 (平成23) 年11月4日、 法務省から少年院法改正要綱素案が発表されたが、少 年の人権保障を大原則にするという発想に乏しいので、 日弁連は、同年12月2日、「少年院法改正要綱素案に関 する意見書」を発表した。その後、よりよい法律案と なるよう、日弁連と法務省とで非公式の意見交換を続 け、日弁連の意見が一定程度取り入れられた法案が、 2012 (平成24) 年3月に国会に上程された。しかし、 混乱する国会情勢の中で廃案となり、なかなか成立し なかったが、2014 (平成26) 年6月4日に、ようやく可 決成立し、2015 (平成27) 年6月1日に施行されるに至 った。

新少年院法には、少年院の処遇原則を定めた条文に、 日弁連がかねて求めていた「(在院者の) 最善の利益 を考慮」するという文言が入ったことは画期的であっ た。

早速、全国の弁護士会は、それぞれ少年院・少年鑑 別所の視察委員として適任者を推薦し、各委員が精力 的に活動しているところである。2015(平成27)年度 以降毎年、各委員会から施設長に対して意見書が提出 され、法務省からは、そのとりまとめ結果が公表され ている。各視察委員会からの意見は、直ちに取り入れ られたものもあれば、そうでないものもあるものの、 外部の目が入ることによる施設運営の改善効果は、早 速に発揮されたと言うことができるだろう。その活動 を充実したものとするために、日弁連では全国の視察 委員の連絡協議会を開催して意見交換をしている。

ところが、法務省は初年度に、視察委員会の開催回数を予算の制約を理由に年に4回に制限しようとし、視察委員会が形骸化しかねない事態が生じた。本来、施設から独立した第三者機関として、「抜き打ち」調査も含めた自由な視察権限があるはずの視察委員会の活動が制約される事態は、法の趣旨に反するものである。

このような法務省の対応に対して、日弁連から法務省に強く抗議したことの成果もあって、2017(平成29)年度からは、年5回の会議分の予算が確保されたが、年5回の会議を開催するだけでは視察委員会の活動が十分に行えるわけではなく、引き続き、日弁連として法務省に対して、予算確保を要求していく必要がある。

また、各視察委員会の活動によって見えてきた少年 院運営上の問題のうち、各施設限りでは解決が難しい 財政上・人事上の手当が必要な諸課題については、日 弁連として改善を求めていく必要があることから、日 弁連は2021(令和3)年7月16日に、「少年院・少年鑑 別所の視察委員会及び在院者等の処遇に関する意見 書」を発出した。

6 少年の社会復帰支援

弁護士付添人の職務は審判までであるが、現実には、 少なからぬ弁護士が、少年院収容後も少年に面会を繰り返し、社会復帰支援をしている。とりわけ、家庭で 虐待を受けてきた少年など、家庭に戻れない、あるい は戻るのがふさわしくない少年は少なくないことから、 社会復帰後の居場所探しなどの環境調整活動が必要に なってくる。

このような社会復帰支援活動は、法律上の費用の裏付けのないボランティア活動ではあるが、日弁連の法 テラス委託援助事業である子どもに対する法律援助制 度は、少年院や少年刑務所からの社会復帰支援にも使

第7 少年司法制度をめぐる問題

える。

近時、成人の社会復帰支援における弁護士の役割が 注目を浴びているが、少年については、古くから活動 の実績がある。

弁護士による社会復帰支援を必要とするすべての少

年に弁護士の支援がゆきわたることが望ましく、今後は、一部の弁護士のボランティア活動にとどめることなく、国費で賄われる活動になることを目指して、弁護士会としても、その拡大・充実に向けた体制を検討する必要がある。

第8 刑事弁護と福祉手続の連携

高齢者・障がい者の刑事事件を巡る課題が取り上げられる経過

知的障害等をもった被疑者・被告人への対応が強く 意識されたのは、2003(平成15)年に発刊された山本 譲司元参議院議員の『獄窓記』において、刑務所内に 知的障害を持った方が多くいるという衝撃的な事実が 明らかにされたことが発端であった。これに対応する 必要性を感じ、先駆的な取り組みを行ったのが、長崎 県の社会福祉法人である南高愛隣会であった。まず、 南高愛隣会は、厚生労働省の厚生労働科学研究として、 2006(平成18)年から2008(平成20)年にかけて「罪 を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」で、 実態調査を行った。

この結果、2006(平成18)年度の新受刑者3万3032 人のうちIQ69以下の新受刑者が7563人(22.9%)であり、IQ79以下の新受刑者が1万5064人(45.6%)であることや、同年度の受刑者を対象としたサンプル調査の結果、2万7024名のうち410名(1.5%)が、知的障がい者又はそれを疑われる者であることが明らかとなった。

この調査で明らかになったのは、司法と福祉の狭間で福祉的支援に繋がることのないまま、刑務所生活を繰り返さざるを得なくなってしまった障がい者がおり、そのような障がい者にとっては刑務所が「最後のセーフティーネット」になってしまっているということであった。このことから、現実にこのような障がい者を福祉的支援に繋げていく試行的な取組みが開始されることとなった。

なお、ここでいう「高齢者・障がい者」とは、コミュニケーション能力に障害があることなどから社会的に生きづらさを感じている者を指す。

2 高齢者・障がい者の刑事事件を巡る課題 に取り組む理念・財政的意義

(1) 憲法上の理念

日本国憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と定め、同25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定める。

そして、福祉の支援がなければ生活をすることができない高齢者・障がい者が、福祉支援体制の不備の故に福祉の支援が及ばないために犯罪を繰り返す状況に陥っているのであれば、それは、国家がそのような高齢者・障がい者の個人の尊厳を貶めていると同じである。

(2) 財政的意義

受刑者一人当たり年間300万円の費用が必要であるとされており、これに比べれば、障がい者が社会内で生活保護を受給して生活した方が国家財政的にも負担が軽いと言われている(慶応大学商学部中島隆信教授「刑務所の経済学」〔PHP研究所、2011(平成23)年〕〕。

また、障がい者も当然ながら、労働を通して、自己 を実現するという勤労の権利を有している。障がい者 が、かかる権利を行使することができるようになるな らば、国家財政的にも大きな意義を有することとなる。

以上のように、罪に問われた高齢者・障がい者を支 援することには、財政的意義も認められるのである。

(3) 弁護士の具体的な支援の在り方について一入口支援と出口支援

ア 刑事手続における高齢者・障がい者への支援の必 要性

高齢者・障がい者は、これ以外の者に比して、以下 の点で刑事手続において有効に防御権を行使すること

ができない場合が多い。

- ① そもそも弁護人選任権や黙秘権といった抽象的な権利の意味が理解できない
- ② 捜査官に迎合しやすく、誘導により事実と異なる 供述をさせられてしまう可能性が高い、供述調書を読み聞かせされてもその内容が十分に理解されていない
- ③ 取調べが取調室という密室で行われることにより、 これらの危険性はより一層高まる

イ 刑務所出所後の支援の必要性

高齢者・障がい者には、出所後には福祉的な支援を 受けなければ個人単独で生活することが困難な者も多い。このような高齢者・障がい者が単独で福祉の支援 を受けるにも手続の複雑さなどから支援に繋げられない場合も多い。

ウ 出口支援

南高愛隣会の取組みの中、一つの制度として結実したのが、厚生労働省の事業として行われるようになった「地域生活定着支援センター」であった。同センターは、高齢や障害等の理由で特別な支援が必要な矯正施設からの退所者に対し、出所後のサービス利用事業所の調整をはじめ、地域生活に適応させるための福祉的支援を行うものとされている。同センターは、数年をかけて47都道府県、48か所に設置されるに至っている。

このような刑務所等の矯正施設からの出所時の支援 は、「出口支援」と呼ばれるようになった。

エ 入口支援

ア 入口支援とは

さらに、南高愛隣会は、出口支援だけでは不十分であり、裁判段階(罪に問われ刑が確定するまでを含む)から福祉が関わっていかなければ十分な支援は困難であると考え、裁判段階での支援も模索するようになった。これが「入口支援」と呼ばれるものである。この入口支援は、毎年その形を少しずつ変えてはいるが、大きくは裁判段階において、福祉的支援の必要性や具体的な福祉的支援の在り方を調査、判定し、それを更生支援計画書等として証拠化し、裁判所に提出するという枠組みである。

大阪弁護士会では、この南高愛隣会の流れとは別に、 冒頭に述べたとおり、2011 (平成23) 年度から、罪に 問われた知的障がい者等に対応するための名簿を作成 し運用を開始した。大阪弁護士会は、充実した研修を 実施するとともに、社会福祉士との連携を強め、被疑者・被告人との接見同行や更生支援計画の作成等の取組みを行っている。

その後、横浜弁護士会(現、神奈川県弁護士会)、 東京三会、千葉県弁護士会でも同様の取組みが開始され、全国各地で徐々に同様の取り組みが広がってきて いる。

(イ) 東京三会における取組み

東京における独自の取組みとして、東京社会福祉士会、東京精神保健福祉士協会、東京臨床心理士会、精神科医と東京三弁護士会との団体としての連携が挙げられる。これらのメンバーによって、定期的に協議が続けられている。2015(平成27)年度から、この協議会の取り組みの一つの結果として、東京三会が、東京社会福祉士会や東京精神保健福祉士協会にソーシャルワーカーの派遣を依頼した場合、これらの団体が協会としてソーシャルワーカーを紹介・派遣してくれるという制度を試行として立ち上げた。このような試行が成功すれば、個人的な取組みが団体としての取り組みとなり、より幅の広い永続的な活動として位置づけられることとなる。

東京三会は、このような活動に対して、2015 (平成27) 年度から独自の費用援助制度を設けるに至っているが、後述のとおりその費用の拡充は今後の課題である。

2018 (平成30) 年からは、更生支援計画が作成され 裁判所に提出された事件において、実刑になった事件 は東京拘置所や立川拘置支所に対し、保護観察付執行 猶予となった事件は東京保護観察所に対し、弁護人が 更生支援計画を送付し引き継ぐ取組みも行われている。

(ウ) 障害の特性に応じた対応を

以上のように福祉と繋がる以外にも、当然ながら、 弁護士には、依頼者の障害の特性に応じて、公判において、刑事責任能力、訴訟能力を争う、自白の任意 性・信用性を争う、情状鑑定を請求することなどが求 められる。

(4) 今後の取組み

ア 弁護士会内の横断的な連携の必要

高齢者・障がい者の刑事事件を巡る課題は、刑事弁護、高齢者・障がい者福祉等多岐にわたる問題にかかわる。そこで、弁護士会においても、刑事弁護、刑事法制、刑事拘禁等の刑事関係の委員会のみならず、高

第8 刑事弁護と福祉手続の連携

齢者・障がい者関係委員会、子どもの権利に関する委員会等が横断的に連携し、この問題に関して会内横断的な連携を図る必要がある。東弁は、2013(平成25)年3月に「地域生活定着支援センターとの連携に関する協議会」を立ち上げ、この問題に取り組み始めた。その後、東京三会が一致して、この問題の取組みを行うべきであるとの流れができ、2013(平成25)年11月には、東京三弁護士会障害者等刑事問題検討協議会(以下、「三会検討協議会」という。)を立ち上げ、これらの委員会の横断的な連携を実現している。

イ 個々の弁護士の研修等を通じたこの問題の理解

具体的な事案の取組みにあたっては、当然、個々の 弁護士の理解が必要不可欠である。三会検討協議会で は、かかる問題について、「障害者刑事弁護マニュア ル」を作成し、研修会の企画を積極的に実施しており、 こうした活動を継続していく必要がある。

ウ 関係各機関との連携の必要

また、本テーマの問題が多岐にわたる以上、弁護士会内の取組みだけでは十分ではなく、社会全体における総合的な取組みが必要である。裁判所、検察庁、警察に障がい者への配慮を求めることはもちろんのこと、社会復帰する際の受入れ体制を整えるためには、福祉事務所を含む自治体、刑務所、少年院、保護観察所、地域生活定着支援センター、社会福祉法人等々との連携も必要であり、ひいては社会全体の理解が必要不可欠である。

三会検討協議会では、現在、東京社会福祉士会や東京精神保健福祉士協会との間で連携の在り方を継続的に協議し、社会福祉士の接見同行等の試みを開始しようとしているところである。また、各関係機関との継続的な協議が行える体制を築こうとしているところで

ある。

なお、司法と福祉の連携は、必ずしも罪に問われた 高齢者・障がい者に限って重要というわけではない。 被疑者・被告人・受刑者に障害がなくとも、困窮など の問題から更生のために福祉的支援を必要とする場合 には、司法と福祉が連携していかなければならない事 案もあると思われる。

エ 弁護人の報酬、福祉関係者の費用の問題

以上のように、現在、司法と福祉は連携を深めよう としているが、最も大きな障壁となるのは、国選弁護 活動などにおける医療・心理・福祉関係者の費用の問 題である。これらの費用(例えば、更生支援計画の作 成料等)に関しては、医師の作成する診断書以外は、 国選弁護費用から支出されることはない。また、弁護 活動も、福祉との連携を行う事案は弁護人の負担が軽 くなく、弁護活動自体への負担に対する考慮もする必 要性があった。

そこで、東京三会では、まずは、各弁護士会で独自に福祉関係者の費用を援助する制度を設け、実践を積み重ねた。このような実践もあって、2022(令和4)年度、日弁連は「少年・刑事財政基金の支出に関する規則」を改正し、2023(令和5)年4月1日以降、日弁連の少年・刑事財政基金から弁護士会に補助金を支出することができるようになり、この結果、全国の弁護士会でも費用援助が財政的に可能になるに至った。この改正により、各弁護士会での福祉関係者の活動に関する費用援助が拡張され、弁護士の活動に対しても加算報酬が支払われることになることが見込まれる。今後は、この費用の問題は、弁護士会の負担ではなく、国選弁護費用に組み込まれるように働きかけを強めていく必要性がある。

第9 死刑の廃止問題

1 死刑制度の是非をめぐる議論

死刑は生命を剥奪する刑罰であり、あらゆる人権の 基盤にある生命を奪われない権利(生命権)を否定す るものである。また、刑事裁判における誤判の可能性 が存在する以上、いったん執行されてしまえば原状に 復する手段が全くなくなる死刑は、えん罪の場合には 取り返しがつかない人権侵害となる。このように、死 刑は人間の尊い生命を奪う不可逆的な刑罰であるため、 「国家が人の生命を奪うことが許されるのか」という 国家の無謬性に関わる根源的な問題を内包している。

死刑制度の是非をめぐっては、存置論と廃止論との 激しい対立がある。

存置論者は、①刑罰は犯した罪の重大さと均衡する ものでなければ不公平であり(応報刑主義)、殺人罪

には死刑のみが罪刑が均衡し、死刑のみが償いである、②被害者遺族の被害感情が余りに激しい場合には、死刑により自らの命をもって償わせ、被害者遺族の怒りと悲しみを癒すことが正義につながる、③刑事政策的観点から、死刑には凶悪犯罪に対する抑止効果がある、④世論調査の結果によれば国民の多くが死刑の存続を望んでおり、死刑廃止は民主主義に反する、⑤我が国には仮釈放のない終身刑がない以上、社会復帰後に再犯の可能性がある、等の理由から、死刑は存置すべきと主張する。

他方、廃止論者は、①「奪われた命に均衡する刑罰 は死刑のみ」という同害報復の考え方は、自由刑によ る犯罪者の改善更生を刑罰の主目的と捉える(教育刑) 近代刑法の理念に合致しない、②個人の生命権は最も 重要な人権であり、国家権力が刑罰でこれを奪うこと は非人道的である、③死刑執行後に誤判が判明した場 合は取り返しがつかない、④死刑の凶悪犯罪に対する 抑止効果については科学的実証がない(実際に起きた 凶悪事件の犯人像から、死刑が抑止力にはなり得てい ないという実態や、「拡大自殺」と言われる事件のよ うに死刑の存在がむしろ事件を誘発しているという実 態も見えてきている。)、⑤加害者を死刑にすれば被害 者遺族の精神的救済が常に得られるわけではなく、被 害者遺族支援は別途検討されるべきである、⑥世界の 大多数の国々で死刑は廃止されており、日本の死刑制 度に対しては国際的な懸念や批判がなされている、等 の理由により、死刑は廃止すべきと主張している。

しかし、生命権は個人の尊厳にとって最も重要なものであり、近代刑法の歴史が人権思想の広がりと共に同害報復(目には目を)の復讐的身体刑を克服してきたものであることに鑑みるとき、何故に究極の身体刑である死刑のみが許されるのか、その合理性の説明は困難であろう。とりわけ、えん罪で死刑が執行されてしまったら取り返しがつかない。

なお、これらの存廃論の議論について、法制審議会会長も務める井田良中央大学法科大学院教授は、2021 (令和3) 年9月に公刊した「死刑制度と刑罰理論」(岩波書店)において、「意見の異なるそれぞれの陣営が、自分の立場を最初から固定して1ミリも動かさず、ただ自分の信じるところを相手にぶつけ合う、というのでは、そもそも議論をする意味はない」(178頁)として、「学術的議論においては使われるべきではない(す

なわち、持ち出しても意味のない)論拠を選別し」(179頁) た上で、応報刑論の立場に立ちつつ、憲法の下では「同害報復型応報刑論」はとれず「社会規範型応報刑論」をとるべきであると主張し、「そのような刑罰理論に立脚する限り、決定的に死刑制度の廃止に傾く」(216頁) としている。

2 我が国の死刑判決及び死刑執行の状況

日本では2000年代に、殺人罪など凶悪犯罪の認知件数はほとんど増加していないにもかかわらず、死刑判決は著しく増加した。

すなわち、殺人事件の認知件数は、1991 (平成3) 年から1997 (平成9) 年の7年間で8735件であるのに対 し、2001 (平成13) 年から2007 (平成19) 年までの7 年間で9507件(約1.09倍)であった(犯罪統計書)。 これに対して、死刑判決言渡し件数(死刑判決を維持 したものを含む) は、1991 (平成3) 年から1997 (平 成9) 年の7年間と2001 (平成13) 年から2007 (平成 19) 年までの各7年間を比較すると、地方裁判所では 31件が95件に(約3.1倍)、高等裁判所では22件が96件 に (約4.4倍)、 最高裁では26件が63件に (約2.4倍)、 それぞれ激増した(司法統計年報)。また、2009(平 成21) 年7月に裁判員裁判が導入され、市民が死刑判 決言渡しの判断にかかわることを求められる社会とな ったが、2010 (平成22) 年以降の裁判員裁判における 死刑判決は、2019(令和元)年12月までに40件に及ん でいる。

また、死刑執行数を見ると、1989(平成元)年以降3年4か月にわたって死刑執行は事実上停止されていたが、1993(平成5)年3月26日より死刑の執行が再開され、再開後の執行者数は2023(令和5)年10月末までで合計134名に達している。なお、2018(平成30)年は15名、2019(令和元)年も3名の死刑が執行されたが、コロナ禍ゆえか東京オリンピックを控えていたからかは不明ながら、2020(令和2)年は9年ぶりに死刑執行が0件であり、2021(令和3)年も例年7月末頃に行われる執行はなかった。もっとも、同年12月に3人、2022(令和4)年7月に1名の執行がされたが、その後1年以上、執行はない。

死刑が確定した死刑囚の数は、2019(令和元)年12 月26日の法務大臣の記者会見によると112名である(袴 田氏も死刑執行停止中ではあるが、再審無罪決定はま

第9 死刑の廃止問題

だ出ていないので死刑確定者に含む)。

なお、死刑が執行されるたびに、日弁連、各地の弁 護士会や弁護士会連合会が法務大臣に対し、死刑制度 の存廃の国民的議論が尽くされるまでは死刑の執行を 差し控えるなどの慎重な対応を求める会長(理事長) 談話ないし声明を発表している。

3 死刑えん罪事件の状況

我が国では、1983 (昭和58) 年から1989 (平成元) 年にかけて、4つの死刑確定事件 (免田・財田川・松 山・島田各事件) について再審無罪判決が確定してい るが、2014 (平成26) 年3月には袴田事件についても 死刑及び拘置の執行停止並びに再審開始の決定が静岡 地裁でなされ(2018 [平成30] 年6月に東京高裁が決 定を取り消したが、2020 [令和2] 年12月23日に最高 裁が東京高裁の決定を取り消して審理を東京高裁に差 し戻した。)、改めて死刑判決にも誤判があり得ること が広く世に知られるようになった。

他方、同じく死刑確定事件である名張ぶどう酒事件の第8次再審請求は2014(平成26)年5月に却下されてしまい、2015(平成27)年10月に奥西死刑囚は病死した。また、一貫して無実を主張し再審請求も予定されていたのに死刑が執行されてしまった飯塚事件も、冤罪であった可能性が強く主張されている。

このように、誤判の危険性は人間の行う裁判においては避けられないものであり、死刑制度が存在する限り、かけがえのない生命を国家が誤って奪う危険性は常に存在している。

4 死刑廃止の国際的潮流

国際的には、国連において、世界人権宣言3条(生命権条項)の完全保障のために死刑廃止を目指し、死刑のより制限的な適用のため、いわゆる「死刑廃止条約」が1989(平成元)年12月15日の国連総会で採択され、1991(平成3)年7月11日に発効した。2012(平成24)年10月31日現在、同条約は、74か国が批准し、35か国が署名して後日批准を約束している。アムネスティ・インターナショナルの調べによると、毎年死刑廃止国が増えており、2022(令和4)年12月31日時点において、死刑存置国が55か国に対し、廃止国は事実上の廃止を含めて144か国(完全廃止が112か国、通常犯罪のみ廃止が9か国、過去10年以上死刑を執行してい

ない事実上の廃止国が23か国)となり(1年で完全廃止国が4か国増えている)、今や世界の3分の2以上の国々が死刑を廃止ないし停止している。

米国でも23州と首都及び5自治領で死刑は廃止され、全米で最多の死刑囚がいるカリフォルニア州を含めて3州では死刑執行を停止するなど、州レベルでの死刑廃止の動きが進んできている。連邦レベルでは、トランプ大統領が、大統領選挙を控えた2020(令和2)年7月に17年振りに死刑執行を命じたが、大統領選挙において死刑廃止を公約に掲げたバイデン大統領が就任してからは、ガーランド司法長官が2021(令和3)年7月1日、連邦レベルの死刑執行を一時的に停止するとの通知を公表した。

その結果、現在、国家として統一して死刑を執行しているOECD加盟国は日本だけという状況になった。

そして、死刑制度を存置しているために、日本は米 国と韓国との間でしか犯罪人引渡条約が締結できてい ないという外交問題を引き起こしているとの指摘があ る。

5 日本の死刑制度に対する国際的評価

死刑廃止へ向けた国際的潮流の中で、国連総会が、2007(平成19)年12月、2008(平成20)年11月、2010(平成22)年12月、2012(平成24)年12月、2014(平成26)年12月、2016(平成28)年12月、2018(平成30)年12月、2020(令和2)年12月、2022(令和4)年12月と9回にわたって、日本を含むすべての死刑存置国に対して死刑廃止を視野に死刑執行の停止を求める決議案を賛成多数で採択しており、しかも決議の度に賛成国が増えている(9回目は加盟193か国中125か国の賛成)。

また、2014(平成26)年には国連人権(自由権)規 約委員会が、市民的及び政治的権利に関する国際規約 (以下、「規約」という。)の実施状況に関する第6回政 府報告書審査の結果である総括所見を発表し、その中 で日本政府に対して、以下の(a)から(f)を勧告し た。

- (a) 死刑の廃止を十分に考慮すること、あるいは その代替として、死刑を科しうる犯罪の数を、生命の 喪失に至る最も重大な犯罪にまで削減すること。
- (b) 死刑確定者とその家族に対し予定されている 死刑執行の日時を合理的な余裕をもって事前告知する こと、及び、死刑確定者に対して非常に例外的な事情

がある場合であり、かつ、厳格に制限された期間を除き、昼夜独居処遇を科さないことにより、死刑確定者の収容体制が残虐、非人道的あるいは品位を傷つける取扱いまたは刑罰とならないよう保障すること。

- (c) とりわけ、弁護側にすべての検察側資料への全面的なアクセスを保障し、かつ、拷問あるいは虐待により得られた自白が証拠として用いられることがないよう確保することによって、不当な死刑判決に対する法的な安全装置を即時に強化すること。
- (d) 委員会の前回の総括所見(CCPR/C/JPN/CO/5、パラ17)の観点から、再審あるいは恩赦の申請に執行停止効果を持たせたうえで死刑事件における義務的かつ効果的な再審査の制度を確立し、かつ、死刑確定者とその弁護人との間における再審請求に関するすべての面会の厳格な秘密性を保障すること。
- (e) 死刑確定者の精神状態の健康に関する独立した審査の制度を確立すること。
- (f) 死刑の廃止を目指し、規約の第二選択議定書へ の加入を検討すること。

また、同委員会は、日本政府に、死刑制度に関する 委員会の勧告の実行状況について、1年以内に追加情報を提供するように要求した。

2017 (平成29) 年11月14日の国連人権理事会の普遍 的定期的審査作業部会による「日本の人権状況に対す る普遍的定期的審査 (UPR)」においても、日本に対 する意見を述べた国は106か国に及び、勧告数は200を 超え、死刑廃止に関連した勧告は30を超えた。

6 世論の動向

死刑制度は究極の人権問題であることからすれば、本来、多数決原理になじまないし、イギリスやフランスでは政治的なリーダーシップによって死刑廃止が実現されている。とはいえ、世論の動向も無視はできない。

そこで、世論の動向を見ると、国民の意識に変化が表れていると言うことができる。すなわち、内閣府が5年ごとに実施している世論調査によれば、2009(平成21)年12月の調査では、「どんな場合にも死刑は廃止すべき」という回答が5.7%に過ぎず、「場合によっては死刑もやむを得ない」という回答が85.6%であったのに対し、回答の選択肢を変えて行われた2014(平成26)年11月の調査では、「死刑は廃止すべきである」

という回答が9.7%に増加し、「死刑もやむを得ない」 という回答が80.3%に減少した。そして、2019(令和元) 年の世論調査によれば、「死刑はやむを得ない」とす る回答は、確かに全体の80.8%あるものの、「死刑はや むを得ない」を選択した人で、「将来も死刑を廃止し ない」という回答は54.4%で、これは全体の43.9%で半 数に達しない。他方、「死刑は廃止すべき」という回 答(全体の9.0%)と「状況が変われば将来的には死 刑を廃止してもよい」という回答の合計は全体の 41.2%で、「将来も死刑を廃止しない」という回答と拮 抗している。また、死刑制度の存廃について終身刑が 導入された場合は、「死刑を廃止する方がよい」とい う回答も全回答者の35.1%に上っている。このことか らすれば、現在の無期懲役刑と死刑しか選択肢がない 制度下では死刑存置を望む人も、死刑の代替刑が創設 されれば死刑廃止を望む人がいるということである。

しかも特筆すべきは、年齢別にみると、「死刑はやむを得ない」を選択した人のうち「将来も死刑を廃止しない」を選択した人は、70歳以上では60.5%であるのに対し、18歳~29歳の層では41.7%で半数を大きく割っていることである。

ところで、2019(令和元)年の調査では、「死刑がなくなれば凶悪犯罪が増える」と回答している人が58.3%で、「増えない」という回答13.7%を圧倒しており、「分からない」が27.9%である。この数字からは、死刑がなくなれば凶悪犯罪が増えるという不安は死刑存置派の大きな論拠となっていると思われるが、逆に言うと、死刑制度がなくなっても凶悪犯罪が増えないことが実感されれば死刑廃止を容認する人も少なくないと思われる。これらのことから、死刑制度についての情報が十分に与えられ、世界的に見て死刑の廃止により凶悪犯罪は増えていないことを知り、さらに死刑の代替刑も加味すれば、国民の多数の世論に死刑存置の根拠を求めていた状況が変わる可能性があるといえる。

フ 国会議員の動き

1994 (平成6) 年に発足した「死刑廃止を推進する 国会議員連盟」は、2011 (平成23) 年に、「重無期刑 の創設及び死刑制度調査会の設置等に関する法律案」 を公表した。そこには、国会に死刑調査制度会を設置 し、3年を期限として死刑の存廃を含めた死刑制度に 関する調査を行うとともに、本法律施行の日から4年

第9 死刑の廃止問題

間死刑の執行を停止することなどが盛り込まれていた。 そして2018 (平成30) 年12月5日には、死刑制度の 是非を議論する超党派の議員連盟として「日本の死刑 制度の今後を考える議員の会」が設立され、将来的な 死刑制度の在り方に関する提言とりまとめを目指すと されている。

なお、与党公明党の代表である山口那津男参議院議員は、2021 (令和3) 年3月13日に開催された日弁連主催の国際シンポジウム「刑事司法の未来を展望する一刑事司法制度は死刑制度や弁護士への攻撃とともに共存できるのか」において、個人的意見としながらも死刑制度は廃止すべきと明言した。

8 死刑廃止問題に対する日弁連の動き

日弁連は、死刑制度をめぐる問題について、2004(平成16)年以降、人権擁護大会において3回の宣言・決議を行っている。2004(平成16)年10月開催の第47回人権擁護大会(宮崎大会)において、「死刑執行停止法の制定、死刑制度に関する情報の公開及び死刑問題調査会の設置を求める決議」を採択し、2011(平成23)年10月開催の第54回人権擁護大会(高松大会)において、「罪を犯した人の社会復帰のための施策の確立を求め、死刑制度廃止についての全社会的議論を呼びかける宣言」を採択した。なお、詳細は、2022(令和4)年度政策要綱の353頁を参照されたい。

そして、2016(平成28)年10月開催の第59回人権擁護大会(福井大会)において、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」(福井宣言)を採択した。福井宣言においては、日本で国連犯罪防止刑事司法会議が開催される2020(令和2)年までに死刑制度の廃止を目指すべきであること、及び、死刑を廃止するに際して死刑が科されてきたような凶悪犯罪に対する代替刑を検討することを採択した。

これを受けて、2017 (平成29) 年度に日弁連内に「死 刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部」が設置さ れ、2017 (平成29) 年以降の日弁連定期総会ではその 実現本部の活動に対する予算付けも承認される等、死 刑制度廃止に向けての日弁連の活動が開始されている。

そして、日弁連としては、福井宣言での検討課題とされた「死刑に変わる代替刑」について具体化することが必要であったところ、2019(令和元)年10月15日に日弁連理事会は、「死刑制度の廃止並びにこれに伴

う代替刑の導入及び減刑手続制度の創設に関する基本 方針」を発表し、「仮釈放の可能性のない終身刑制度」 の導入検討を進めていくことを承認した。

もっとも、「仮釈放の可能性がない終身刑制度」の 導入については、日弁連内部においても、「自ら犯し た犯罪に対して反省・悔悟し、再度社会内で生活する ことを認めてもよいと評価されるような終身刑受刑者 まで、生涯刑事施設に拘禁し続け社会復帰の可能性を 全く認めないという刑罰が、憲法(36条)で禁じられ る『残虐な刑罰』(最高裁判断では「不必要な精神的、 肉体的苦痛を内容とする人道上残酷と認められる刑 罰」とされる。)に該当しないと言えるのか」という 強い疑問の提起もあったところである。

そのためさらなる慎重な検討を重ねた結果、2022(令和4)年11月15日の日弁連理事会において、「死刑制度の廃止に伴う代替刑の制度設計に関する提言」が可決承認された。

9 東弁の取組み

東弁では、2012(平成24)年に「死刑制度検討協議会」を設置して検討を重ねてきたが、なかなか一つの方向性を出せなかった。

そのような中で、日弁連は、福井宣言を踏まえ、 2020 (令和2) 年4月に予定されていた第14回国連犯罪 防止刑事司法会議(京都コングレス)までに、全国の 弁護士会でも死刑廃止決議をしてほしいと要請してい た。

東弁は、これに呼応して、京都コングレス開催前の2020 (令和2) 年3月2日の臨時総会で「死刑廃止に向け、まずは死刑執行停止を求める決議」を行うことにしたところ、新型コロナウィルス感染拡大状況に鑑みて総会が延期になったが(京都コングレスも延期になった。)、その後、同年9月24日の臨時総会にて、賛成多数にて可決承認された(賛成1199、反対781、棄権177)。この決議は、東弁が死刑制度の早期廃止に向けて活動していくことを宣言した上で、日本の法律から死刑制度に関する規定が削除されるまでの間、政府や国会に死刑の執行停止をするよう求めていること、また、仮釈放のない終身刑の導入を検討すべきであること、そして国や地方公共団体に対し犯罪被害者やその遺族の権利を回復するための施策の拡充を図るべきであることにも言及した内容である。

第 3 部 新たな時代の刑事司法

148

これを受け、東弁は2021(令和3)年6月に死刑制度 検討協議会を死刑廃止推進協議会に組織変更し、さら に2023(令和5)年4月から死刑制度廃止実現本部を発 足させ、会長が本部長となって死刑廃止に向けてより 一層の活動を進めていく体制を整備した。

なお、2023(令和5)年10月末時点で、全国で17単位会及び1弁護士会連合会において、死刑廃止を求める決議が採択されており(採択順に、滋賀弁護士会、宮崎県弁護士会、札幌弁護士会、中国地方弁護士会連合会、大阪弁護士会、島根県弁護士会、埼玉弁護士会、福岡県弁護士会、広島弁護士会、愛知県弁護士会、仙台弁護士会、神奈川県弁護士会、第二東京弁護士会、沖縄弁護士会、岡山弁護士会、長崎県弁護士会、熊本県弁護士会)、死刑廃止に向けたメッセージの発信が活発化している。

10法友会の取組み

死刑制度をめぐっては、弁護士の間でも異なる意見があるし、法友会内でもこれまで様々な機会を設けて慎重に議論を続けてきたところである。

日弁連は、これまでの歴史の積み重ねの中で一定の 方針を打ち出してきており、法友会としても、個々の 会員の中に異論はあるものの、基本的には日弁連及び 東弁の意見形成を支持してきた立場である。そして、 東弁が2020(令和2)年9月24日に死刑廃止決議をする に先立ち、2019(平成31)年度及び2020(令和2)年 度に政策委員会で議論をした結果、決議案に反対する 強い意見はあったものの、賛成多数で決議案を支持し た。

今後、法友会は日弁連・東弁の活動を支える最大会派として、日弁連・東弁が行う国会議員への働き掛けや市民への情報提供を含め、具体的な議論と実践的な活動を担っていく必要がある。

第10 受刑者の人権保障

1 受刑者の処遇をめぐる経緯

受刑者の処遇については、かつて、1908 (明治41) 年に制定された監獄法が規律していたが、監獄法は、 被収容者の権利義務や職員の権限が不明確であり、受 刑者処遇の原則が不十分であった。国連で被拘禁者処 遇最低基準規則が制定されたことが契機となり、1976 (昭和51)年に法制審議会への諮問を経て同改正法案 が国会に提出されたが、廃案となり、改正は実現され なかった。

そのような中、名古屋刑務所において、2001(平成13)年12月、刑務官が受刑者1名の肛門に向け、散水栓を水利とした消防用ホースで放水したことにより、直腸破裂で死亡させた事件が発生したうえ、2002(平成14)年5月に腹部を革手錠で締め付けられたことを原因として受刑者が死亡する事件が発生し、同年9月には、受刑者が刑務官に革手錠を施用されたことを原因として負傷し、外部の病院に移送される事件が発生した。これらの事件に関わった刑務官は、特別公務員暴行陵虐罪で起訴され、いずれも有罪判決が確定している。

これらの事件は国会審議等でも大きく取り上げられ、

これを契機に、法務省は「行刑運営に関する調査検討委員会」を設置し、さらに、「行刑改革会議」を立ち上げた。行刑改革会議は、2003(平成15)年12月22日に行刑改革会議提言を公表し、受刑者処遇の在り方について、受刑者の人間性の尊重、受刑者の権利義務及び職員の権限の明確化、受刑者の特性に応じた処遇の実現、昼夜間独居拘禁の適正さの確保、規律の見直し、懲罰の適正化、外部交通の拡大などを提言するとともに、行刑運営の透明性の確保のために刑事施設視察委員会と刑事施設不服審査会の設置を提言している。

この一連の動きを経て、監獄法は廃止され、2007(平成19)年6月1日に「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(以下、「刑事収容施設法」という。)が施行され、被収容者の権利義務や職員の権限を明確化し、受刑者の社会復帰に向けた処遇の充実などが図られた。

もっとも、その後にも、徳島刑務所において、医師が、高熱とおう吐を続ける受刑者に対して医療上の措置をとらずに放置して、本人が拒絶しているのに、肛門から指を入れる(直腸指診)などした結果、受刑者が当該医師の行為を非難する手紙を残して首吊り自殺

第10 受刑者の人権保障

する事件が発生し、その他にも徳島刑務所において不必要な直腸指診などの不適当な医療行為が行われていたことが発覚した。日弁連は、同件について、人権救済の申立てを受けて、2010(平成22)年1月22日、当該医師及び徳島刑務所長に対して警告書を発出している。

また、2017 (平成29) 年11月1日から2018 (平成30) 年1月24日にかけて、静岡刑務所元首席矯正処遇官が 受刑者3人を違法に保護室に収容する事件も発生して いる。

その他、受刑者ではないが、東京拘置所に収容され ていた未決拘禁者が収容中のカルテに記録されている 個人情報の開示請求をしたものの、東京矯正管区長が 開示を認めなかった事件もある。この東京矯正管区長 の決定の取消し等を求めた訴訟において、2021(令和 3) 年6月16日に最高裁は、請求棄却をした東京高裁の 判決を破棄し、東京高裁に差し戻した。この際、最高 裁は、刑事施設内の病院等にも原則として医療法等の 規定が適用され、被収容者が収容中に受ける診療の性 質は、社会一般において提供される診療と異なるもの ではないと判断した。行刑改革会議の提言でも、矯正 医療の適正確保のために本人又は遺族に対してカルテ を開示できるような仕組みを作り、外部からのチェッ クを受ける体制を構築すべきと求めていたものである が、国(法務省)は、刑事施設におけるカルテの開示 は行政機関個人情報保護法の適用除外であるとしてこ れに応じてこなかった。上記最高裁判決を踏まえて、 国は直ちにこうした運用を改めるべきである。

2 受刑者の制約

(1) 面会・手紙

受刑者には、面会の制限があり、親族、重要な用務を処理する者及び改善更生に資する者との面会は認められるが、それ以外の者については許可がない限り認められず、手紙の発信についても回数制限がある。また、面会回数及び発信回数は、優遇区分によって異なる。

(2) 医療

刑務所内の医療体制は十分とはいえず、適切な医療 が受けられない場合がある。診察希望を出してから診 察を受けられるまでの期間が長いことや、そもそも診 察が受けられないという苦情が被収容者からあがるこ とは少なくない。また、インフォームドコンセントについても問題が指摘されている。2006(平成18)年4月26日の東京高裁判決は「当該患者がその責任で医療情報を収集することにつき制約を受けることによる不利益を考えると、拘禁施設の医師による加えようとしている医療行為についての説明は、一般の場合以上に客観的かつ適切なものであることが要請される」としており、これによれば、刑務所医療においては、一般の医療以上に、医師に重い説明義務が課される。しかし、現実的には説明を求めなければ説明を受けられず、薬剤情報提供文書も書面での交付がなされていないなどの問題が指摘されている。

(3) 懲罰

受刑者には、遵守事項や職員の指示に従わなかった 場合には懲罰が科せられ(刑事収容施設法150条)、そ の種類は、戒告、作業の停止、自弁の物品の使用又は 摂取の一部又は全部の15日以内の停止、書籍等の閲覧 の30日以内の停止、報奨金計算額の3分の1以内の削減、 30日以内の閉居罰(特に情状が重い場合は60日)とな っている(同法151条)。

閉居罰では、自弁物品の使用等、宗教上の教誨を受けること、書籍等の閲覧、自己契約作業、面会、信書の発受が禁止される(同法152条)。

懲罰手続きは、職員が反則行為を報告し、調査が行われ、受刑者に対しては予め書面にて、弁解すべき日時又は期限、懲罰の原因となる事実の要旨が通知され、 弁解の機会が与えられて懲罰審査会に呼ばれることになるが、弁護士を依頼することはできない。

(4) 保護室

自傷のおそれがあるとき、刑務官の制止に従わずに 大声又は騒音を発するとき、他人に危害を加えるおそれがあるとき、刑事施設の設備、器具その他の物を損壊し、又は汚損するおそれがあるときは、保護室に収容される(同法79条)。保護室への収容期間は原則として72時間以内だが、特に必要があると認められる場合には48時間ごとの更新が可能となっている。

(5) 拘束具

捕縄、手錠といった拘束具は、受刑者を護送する場合、又は受刑者が逃走、自傷又は他人への危害、刑務 所の設備等を損壊するおそれがある場合に使用される。

(6) 隔離

受刑者が他の被収容者と接触することにより刑事施

設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき、又は他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、これを避けるため他に方法がないときは、他の被収容者から隔離して、昼夜、単独室に収容される(同法76条)。

この処遇を受けると、受刑者は、運動、入浴、面会の場合を除いて、単独室に入れられ、運動や入浴は単独室専用の非常に狭い設備を使って、一人で行うことになる。面会がない限り、職員以外の人と会話もできない。こうした厳しい昼夜間単独室処遇は、明治時代に制定された旧監獄法下で、厳正独居とも呼ばれていた。

この隔離期間は原則として3か月以内であるが、特に必要がある場合には1か月ごとに更新される。

(7) 制限区分第4種

「改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることができる見込みが低い者」と判断され、制限区分の第4種に指定されると、原則として単独室処遇となって月2回の集団処遇(他の受刑者と共同しての運動など)を受けられる以外は、工場に出ることもなく、入浴も一人ですることになる。

3 不服申立て

(1) 事実の申告

事実の申告は、受刑者が暴行を加えられたとき、手錠や拘束衣を不当に使用されたとき又は保護室に不当に入れられたときにすることができ(刑事収容施設法163条)、原則として事実があった日の翌日から30日以内に、管轄する矯正管区の長に対して書面でしなければならない。

矯正管区長は調査をして結果を通知するが、この通知に納得できない場合は、さらに法務大臣に対して事実を申告することができる。

もっとも、実際には矯正管区の職員が施設の取りま とめた書類に基づき、申出の内容が事実として認めら れるかどうかを審査し、施設の調査で不十分な点があ れば施設に命じて調査をさせる扱いとなっており、施 設の職員ではない外部の職員が改めて申立人や施設職 員から直接に事情聴取することはないため、その実効 性は疑問であり、過去、事実の申告が認められた例は ほとんどない。

(2) 審査の申請

受刑者は、懲罰や隔離に対して、矯正管区長に対し

て「審査の申請」という不服申立てができ、その審査 結果(裁決)に不服がある場合には法務大臣に「再審 査の申請」ができる。

審査の申請について受刑者が弁護士に依頼すること は認められず、決定の告知を受けた翌日から30日以内 に申立てしなければならない。

再審査の申請では、弁護士、医師や学識経験者などの専門委員からなる「刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会」に諮問することになる。同検討会は2022(令和4)年4月までに312回が開催されており、議事要旨も公開されていて、ごく一部であるが申立てに理由があるという結論も出ている。

(3) 苦情の申出

受刑者は、法務大臣・実地監査を行う監査官・所長に対して苦情の申出もでき(刑事収容施設法166条)、監査官等は、苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理して結果を申出者に通知する必要があるので、そこで隔離の理由が説明されることも考えられる。

(4) 刑事施設視察委員会への申出

施設運営の改善のために、全国の刑事施設(刑務所・少年刑務所・拘置所)には「刑事施設視察委員会」が設置されており、各施設に10名以内で選任される委員のうち1名は弁護士委員が選任されている。刑事施設視察委員会は、施設を視察し、その運営に関し、毎年1回以上は、所長に対して意見を述べることができるが、被収容者との面接や、刑事施設で作成された書類の検討、職員からの事情聴取を行うことができる。なお、意見の概要、所長の対応措置は公表されている。

委員会の意見に法的な拘束力はないものの、各施設 の所長には、意見をできる限り施設運営に反映させる よう、必要な措置を講じる努力をすることが求められ る。

(5) 弁護士会への人権救済の申立て

受刑者に対する処遇を巡っては、不当な人権制限があったとして弁護士会への人権救済の申立てが多くなされており、例えば、医療措置の懈怠(診察・診療拒否)、不当な懲罰、監視カメラ付き部屋への収容、民事裁判の出廷の不許可などに関して、東弁では人権擁護委員会の調査を踏まえて、警告や要望などを毎年実施している。

弁護士会では、人権救済申立ての手続中、予備調査 において人権侵害の可能性があると認めた場合には、

第10 受刑者の人権保障

関係機関や申立人、関係者などに事実関係の照会や聞き取り調査などを行い、その結果、人権侵害の事実が認められた場合には、警告(侵害者又はその監督機関等に対して、委員会の意見を通告し、反省を求めるもの)、勧告(侵害者又はその監督機関等に対し、侵害された者への救済又は今後の侵害の防止について、適切な処置をとることを要請するもの)、要望(侵害者又はその監督機関等に対し、委員会の意見を伝えることにより、申立ての趣旨の実現を期待するもの)の措置を講じることができる。また、弁護士会は、事案によっては、これと併せて措置の内容をマスコミ等に公表することがある。

近時では、2022(令和4)年に、懲罰執行中に受けた有形力の行使について弁護士に相談するために罰中発信許可の願箋を3回にわたり提出したことに対し、必要性・緊急性が明らかでないとした府中刑務所の判断に対して、「警告」を発した事例、2023(令和5)年に、府中刑務所において、調髪に際し、前五分刈りにすることを希望した被収容者に対して、同人が就業している工場では原型刈りしか事実上選べない情況であるとして、同人に原型刈りを事実上強制した件について、「警告」を発した事例がある。

4 今後の課題

この他、施設内での法律に根拠がない措置による人

権侵害としては、例えば、東京拘置所の死刑囚が14年 4ヵ月にわたって、監視カメラ付きの部屋に収容され、 着替えや排せつの様子などすべての挙動を24時間撮影 され続け、訴訟に及んだ事件がある。こうした監視カ メラ付きの部屋では、天井に設置されたカメラで死刑 囚の全ての様子を撮影できる状態となっており、この ような部屋への収容に関する措置は、刑事施設長が定 める細則に根拠があるに過ぎない。こうした措置が重 大なプライバシー侵害であることが一見して明らかに もかかわらず、その根拠となる法律の定めはなく、刑 事施設長の定める細則によって運用が行われてきた実 態があった。また、死刑囚全員がこうした監視カメラ 付きの部屋に収容されるわけではなく、施設長が特別 要注意者と指定した者が収容される点に照らしても、 同措置の運用の基準は客観的に明確ではなく、恣意的 運用が懸念される。

なお、2018(平成30)年5月23日の熊本地裁判決は、 監視カメラ付きの部屋への収容の必要性がなくなった にもかかわらず、漫然と収用を継続することは許され ないとして、原告の慰謝料請求を認めたが、東京拘置 所においては、未だに重大なプライバシー侵害を引き 起こす措置が継続されているのが実情であり、速やか に改善されるべきである。

第11 新たな拘禁刑の問題

] 刑法等の改正に至る経緯

懲役と禁錮を単一化し、拘禁刑を創設する刑法等の一部を改正する法律が2022(令和4)年6月13日に成立し、2025(令和7)年から施行される見通しである。刑の種類が変更されるのは、1907(明治40)年以来のことである。

受刑者の処遇については、1908(明治41)年に制定された監獄法が規律していたが、監獄法は、被収容者の権利義務や職員の権限が不明確であり、受刑者処遇の原則が不十分であったため、法改正に向けた議論がなされていたものの、なかなか実現しなかった。

そのような中、2001 (平成13) 年の名古屋刑務所の 刑務官による受刑者の死傷事件を端緒に、法務大臣の 指示のもと発足した行刑改革会議が2003(平成15)年 12月22日に受刑者処遇の在り方を見直すよう提言した ことなどの一連の動きを経て、監獄法は廃止され、 2007(平成19)年6月1日に「刑事収容施設及び被収容 者等の処遇に関する法律」(以下、「処遇法」)が施行 され、被収容者の権利義務や職員の権限の明確化、受 刑者の社会復帰に向けた処遇の充実などが図られた。

受刑者の社会復帰について、政府・法務省は再犯防止を重要課題と位置づけ、2012(平成24)年から5年間にわたり「再犯防止に向けた総合対策」を実施し、2016(平成28)年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されたが、その成果は必ずしも効果的なものとはいえず、刑法犯で検挙された人のうち再

犯者が占める割合は、ここ数年は50%近くに上っており、再犯者の割合が高止まりしている。

また、近年は受刑者が高齢化し、刑務作業をさせる だけでは改善更生や社会復帰につながらず、再犯防止 につながらないという背景事情も顕在化している。

他方で、現行法では、自由刑として懲役と禁錮があるが、禁錮はそもそも対象者が少なく、2020(令和2)年に刑事施設へ入った受刑者1万6620人のうち禁錮を言い渡された者はわずか0.3%の53人しかいない。そのうえ、2021(令和3)年3月末時点で79.8%の禁錮受刑者が自ら希望して作業に従事しているとされている。

上記の背景事情がある中で、受刑者の処遇の見直しを巡る議論は、法務省が2015(平成27)年11月から開催していた「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」において、少年の上限年齢の在り方とともに、非行少年を含む犯罪者一般に対する処遇を一層充実させるための措置等について幅広く議論がなされたことが契機となっている。

同勉強会が2016(平成28)年12月20日に公表した取りまとめ報告書を踏まえて、法務大臣から法制審議会への諮問第103号では、少年の上限年齢の在り方とともに、非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方について諮問がなされ、法制審議会では少年法改正と抱き合わせで自由刑の一本化の議論が行われ、2022(令和4)年6月、拘禁刑創設を含む刑法等の改正がなされたものである。

2 刑法等の改正の概要

2022 (令和4) 年6月に成立した改正刑法によって、 懲役と禁錮が単一化し、拘禁刑が創設されたが、拘禁 刑への単一化以外にも、再度の執行猶予を付すことが できる量刑が1年から2年になり、保護観察中における 犯罪であっても事案に応じて執行猶予を付すことがで きるようになるなど、執行猶予が拡充されている。ま た、刑法と同時に処遇法も改正されたので、この点に ついて以下概要を説明する。

処遇法では、改正前においても、拘禁刑の受刑者に 対する矯正処遇には、作業や改善指導、教科指導があ り、矯正処遇は処遇要領に基づき実施するものとされ、 そして、処遇要領は受刑者の資質及び環境の調査の結 果に基づき定め、必要に応じて受刑者の希望を参酌し て定めることになっていたが、今回の改正によって、 受刑者の年齢を考慮する点が加わった (84条3項)。ま た、今回の法改正によって、処遇要領を定める場合や 矯正処遇を行うにあたっては、被害者等の心情等を考 慮することになった (84条の2)。

矯正処遇としての「作業」については、現行法では 刑事施設長が定めるとしか規定されていないが、法改 正によって、改善更生及び円滑な社会復帰を図るため に必要と認められる場合には作業を行わせるものとし、 作業を行わせることが相当でないと認めるときは、作 業をさせないものとされた(93条)。

矯正処遇としての「改善指導」については、薬物依存や暴力団の受刑者に対して、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるため必要な指導を行う点に変更はないが、法改正によって、改善指導においても被害者等の心情等を考慮することになった(103条3項、4項)。

矯正処遇としての「教科指導」については、社会生活の基礎となる学力を欠く受刑者や学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資する受刑者に対して、学校教育の内容に準ずる内容の指導を行う点について変更はない(同104条)。

また、改正法においては、社会復帰支援が明記され、受刑者の円滑な社会復帰を図るため、釈放後に自立した生活を営む上での困難を有する受刑者に対しては、その意向を尊重しつつ、住居の確保、医療、就業、修学などの支援を行うものとしている(106条)。

現在でも、薬物依存の懲役受刑者の一部は改善プログラムなどを受けているが、改正法では、刑の一本化により、作業義務に縛られずに改善指導ができるなど、高齢受刑者のリハビリや福祉的支援、若年受刑者の学力を向上させる指導に重点を置いた処遇も可能となり、社会復帰を後押しすることが期待される。

3 日弁連の反応

日弁連は、2022(令和4)年5月26日、「拘禁刑等に 関する刑法等改正案に対する会長声明」において、懲 役を廃止することを歓迎し、受刑者の真の改善更生と 円滑な社会復帰が促進されるようになることを期待す る旨を公表している。

日弁連では、受刑者の自発性、自律性及び尊厳を尊

第11 新たな拘禁刑の問題

重する処遇理念を実現するためには、受刑者の意欲を 引き出すべく、適切な働き掛けを行うことが重要であ り、そのために必要な専門性を備えた人材の確保や職 員に対する研修の充実を始めとする体制の構築が不可 欠であることや、開放的処遇、外部通勤作業、外出・ 外泊の促進のほか、現在の作業報奨金制度に代えて賃 金制を採用し、健康保険、雇用保険、労災保険などの 社会保険制度との連動に向けた取組を行うことなどを 求めている。日弁連は、1992(平成4)年2月に「刑事 被拘禁者の処遇に関する法律案(日弁連・刑事処遇法 案)」を公表し、それ以来、国連被拘禁者処遇最低基 準規則等の国際基準に則った制度とするための取組を 開始するよう求めてきており、改めてこのタイミング でも求めている。

4 拘禁刑創設に伴う問題点

改正処遇法は「刑事施設の長は、受刑者に対し、その改善更生及び円滑な社会復帰を図るため必要と認められる場合には、作業を行わせるものとする。ただし、作業を行わせることが相当でないと認めるときは、こ

の限りでない。」(93条)と定めているが、実際にどのような作業が改善更生及び円滑な社会復帰を図るため必要と認められるか、又は相当でないと認めるときに当たるかは必ずしも明瞭とは言えない。実質的に現在の懲役刑と変わらない事態も想定できるが、それでは受刑者の社会復帰支援を目的とする法改正の趣旨に背くものであり、刑務所で実施される作業が、真に受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るために必要なものかどうかは適切に監督させられるべきである。

また、法制審議会において、社会内処遇を効果的に 行うための期間・機会を確保する観点から、残刑期間 の短い仮釈放者について、釈放後の一定期間、保護観 察に付すことができる制度等を検討すべきであるとの 意見がなされている。このような意見は、行為責任に 応じて決定された刑を事後的に不利益に変更すること になりかねず、責任主義との関係で問題であることは 言うまでもないが、このような受刑者の自由を制約し かねない意見にも対応するために、今後の拘禁刑の運 用、進捗及び効果について注視することが必要である。

第12 受刑者の社会復帰

1 受刑者の社会復帰支援に関する背景事情

(1) 出所後の状況

2022 (令和4) 年版犯罪白書によると、刑法犯の認知件数は2003 (平成15) 年に減少に転じて以降19年連続で減少し続けている。また、検挙された刑法犯のうち再犯者による事案が占める割合を示す再犯者率は1997 (平成9) 年以降上昇傾向にあったが、2021 (令和3)年には48.6%で前年比0.5ポイントの低下であった。

2021 (令和3) 年版再犯防止推進白書によると、2011 (平成23) 年の満期釈放者の2年以内再入率は28.3%、5年以内再入率は49.5%、10年以内再入率は55.4%となっており、仮釈放者の2年以内再入率10.2%、5年以内再入率28.7%、10年以内再入率35.6%と比較して、満期釈放者の多くが再び入所する事態となっていた。出所受刑者の2年以内再入率は直近10年以上にわたって減少傾向にあるが、2019 (令和元) 年度における満期釈放者の2年以内再入率は23.3%となっており、仮釈放受刑者の10.2%と比較すると依然として2倍以

上高くなっていることから、満期釈放者の改善更生や 社会復帰支援が大きな課題であることがわかる。

満期釈放者とは、仮釈放が認められずに満期まで入所していた者を意味しており、仮釈放が認められるためには、原則として刑事施設の長から地方更生保護委員会に対して仮釈放の申出がなされ、同委員会により仮釈放を許す処分がなされる必要がある。しかし、2020(令和2)年の満期釈放者のうち87.1%の者については刑事施設の長による仮釈放の申出がなされておらず、その理由としては住居調整不良(戻るべき住居が確保できていない)が62.5%となっている。

また、2020 (令和2) 年度に実施された調査では、 満期釈放者のうち更生緊急保護を申し出た者は18%程 度しかなく、大半は保護観察所への支援を申し出ずに 釈放後の生活を開始している。

(2) 国・東京都の取組み

2016 (平成28) 年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下、「再犯防止推進法」) が公布・施行

され、2017(平成29)年12月に同法に基づき、第一次 再犯防止推進計画が閣議決定された。また、政府は、 同推進計画に基づき、関係府省庁の連携の下で、再犯 防止に向けた取組を進めており、2019(令和元)年12 月には、①満期釈放者対策、②地方公共団体との連携 強化の推進、及び③民間協力者の活動の促進の3点を より重点的に取り組むべき課題として整理し、これら に対応する各種取組を加速させるため、犯罪対策閣僚 会議において「再犯防止推進計画加速化プラン」を決 定した。

2023 (令和5) 年3月、第二次再犯防止推進計画が閣議決定された。第二次推進計画では、第一次推進計画から踏襲された5つの基本方針の下、第一次推進計画の重点課題を踏まえつつ、①就労・住居の確保、②保健医療・福祉サービスの利用の促進等、③学校等と連携した就学支援の実施等、④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等、⑤民間協力者の活動の促進等、⑥地域による包摂の推進、⑦再販防止に向けた基盤の整備等の7つの事項を重点課題としている。

政府とは別に各都道府県でも再発防止推進計画を策定・実行しており、2019(令和元)年7月の東京都の再犯防止推進計画では、①就労・住居の確保等(若ナビα[アルファ]、しごとセンター、職業能力開発センター、入居を拒まない民間賃貸住宅の供給の促進)、②保健医療・福祉サービスの利用の促進等(高齢者よろず犯罪相談、薬物依存に関する相談体制)、③非行の防止・学校と連携した修学支援等、④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等、⑤民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等(社会を明るくする運動、若者支援ポータルサイト、保護司等の活動を支援するガイドブック)、⑥再犯防止のための連携体制の整備等のための取組がある。

(3) 京都コングレス

2021 (令和3) 年3月、第14回国連犯罪防止刑事司法 会議(以下、「京都コングレス」という。) が国立京都 国際会館で開催され、過去最多となる152の国と地域、 約5600人が参加登録し、90の国と地域の閣僚がステー トメントを実施した。

国連犯罪防止刑事司法会議(通称「コングレス」)は、5年に1度開催される犯罪防止・刑事司法分野における 国連最大の国際会議であり、同分野における各国の取 組や国際協力の在り方について、各国の司法大臣、検 事総長等を含む世界中の刑事司法関係者が議論を行い、 成果文書として、国連及び加盟国の取組の中長期的な 指針となる政治宣言を採択するものである。

京都コングレスの成果文書として全会一致で採択された京都宣言「持続可能な開発のための2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進に関する京都宣言」は、法の支配が誰一人取り残さない社会を目指す「持続可能な開発」の実現の礎となることが確認された。京都宣言の中で「更生と社会復帰を通じた再犯防止(Reducing reoffending through rehabilitation and reintegration)」と題した小項目が設けられ、再犯防止に関する6つの内容がうたわれている。

様々な課題の中で特に再犯防止が取り上げられた背景には、各国における再犯防止に対する関心の高さの表れがあると言える。

京都コングレスでは、サイドイベント「世界保護司会 議(World Congress for Community Volunteers Supporting Offender Reintegration)」が開催され、保護司を始めとする地域ボランティアが再犯防止の取組に参画することの有用性が確認された。

(4) 刑法等の改正

刑法等の一部を改正する法律が2022(令和4)年6月 13日に成立し、これと同時に処遇法も改正された。

改正処遇法では、改善更生及び円滑な社会復帰を図るために必要と認められる場合には作業を行わせるものとし(93条)、薬物依存や暴力団等の受刑者に対する改善指導(103条)、学習が必要な受刑者に対する教科指導を行うものとしている(104条)。

そして、「社会復帰支援」として、受刑者の円滑な 社会復帰を図るため、釈放後に自立した生活を営む上 で困難を有する受刑者に対しては、その意向を尊重し つつ、「適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び 当該宿泊場所に帰住することを助けること」「医療及 び療養を受けることを助けること」「就業又は修学を 助けること」「その他受刑者が健全な社会生活を営む ために必要な援助を行うこと」としている(106条1項)。

これらの支援については、その効果的な実施を図る ため必要な限度において、刑事施設の外の適当な場所 で行うことができるとされており(同106条2項)、外 部通勤作業や外出・外泊を促進することが期待される。

なお、刑法改正によって保護観察中に再度の犯罪を

第12 受刑者の社会復帰

犯した場合であっても再度の執行猶予を付すことがで きるようになり、保護観察のもとでの社会内更生に向 けた支援の必要性がより一層高まっている。

2 各所における社会復帰支援

(1) 刑事施設

全ての刑事施設では、原則として受刑者が釈放後に 円滑に福祉サービスを利用できるよう、常勤職員である福祉専門官や、非常勤職員である社会福祉士又は精神保健福祉士を配置しており、高齢又は障害のある受刑者には「社会復帰支援指導プログラム」として、基本的動作能力や体力の維持・向上、基本的健康管理能力・基本的生活能力(金銭管理、対人関係スキル等)の習得等、多岐にわたる内容を指導している。

就労支援対策については、刑務所出所者総合的就労 支援対策として、刑務所・保護観察所・公共職業安定 所(ハローワーク)が連携体制を強化している。

刑務所では職業訓練・就労支援指導を実施するとと もに、在所中も公共職業安定所 (ハローワーク) で職 業講話、就職活動ガイドブック、ハローワーク職員に よる職業相談・職業紹介、受刑者専用求人を実施して いる。

協力雇用主に対しては刑務所出所者等就労奨励金の 支給がある。

矯正就労支援情報センター(通称「コレワーク」)は、受刑者や少年院在院者の雇用の手続きや事業主が利用できる国の各支援制度等の紹介を行うため、国が設置した受刑者等の雇用の総合相談窓口である。

(2) 保護観察所

保護観察所では、刑事上の身体拘束を解かれた者 (満期釈放者、保護観察に付されない執行猶予者、起 訴猶予者や少年院退院者)のうち親族からの援助や公 共の衛生福祉に関する機関等からの保護を受けること ができない場合などに、本人からの申出に応じて、緊 急的に必要な援助や保護の措置(更生緊急保護)を実 施している。

更生緊急保護の内容としては、宿泊場所の供与(更生保護施設、自立準備ホーム等への宿泊保護委託年間5000人程度の実施)、金品の給貸与(食事・衣料の給与等年間8000人程度の実施)、宿泊場所への帰住援助(旅費給与)がある。

就労支援について、刑務所からの情報共有をもとに、

保護観察所で就労支援指導等、身元保証システム、更 生保護就労支援事業、協力雇用主のもとでの就労の支 援を実施するとともに、公共職業安定所(ハローワー ク)でハローワーク職員による職業相談・職業紹介、 職場体験講習、トライアル雇用、セミナー・事業所見 学を実施している。

(3) 更生保護施設

刑務所出所者等の改善更生には適当な住居の確保が不可欠であるが、刑務所出所者等の中には、行き場がなく満期釈放となる者が多数存在しているため、更生保護施設が中心となって行き場のない刑務所出所者等を受け入れ、その社会復帰を支援している。また、民間法人等が有する空き家等を活用した自立準備ホームの活用や、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(通称「住宅セーフティネット法」)に基づき居住支援を行う居住支援法人などとの連携も進められてきている。

この点、更生保護施設は、帰るべき場所がない刑務 所出所者等に対し、国の委託を受けて宿泊場所の供与、 食事の給与、生活指導等の保護を行う民間施設であり、 2022(令和4)年4月時点で全国に103施設、収容定員 2405人となっている。

更生保護施設では、SST(社会生活技能訓練)、酒 害・薬害教育など、社会適応力を高める処遇を実施し ており、指定の施設では高齢者・障がい者を受け入れ るための取組や薬物依存からの回復に向けた重点的な 処遇を実施するための取組を実施している。

もっとも、更生保護施設だけでは行き場のない多数の刑務所出所者に対応できないため、緊急的住居確保・自立支援対策として、保護観察所が民間のNPO法人等に委託して、自立準備ホーム(借り上げアパート等)の準備をして、生活支援や食事の提供をする対策を実施している。

(4) 薬物依存者の治療支援

薬物依存者の治療を支援する機関としては、厚生労働省の依存症対策総合支援事業で登録された依存症専門医療機関と依存症治療拠点機関がまず挙げられるが、その他にも精神保健福祉センターやSMARPP(薬物依存を念頭に置いた集団療法プログラム)等の実施機関も信頼されている。

特別重症の人にはダルク (民間の薬物依存症リハビリ施設) が適しているとされており、軽症の人には自

助グループも効果的とされている。

(5) 女性入所受刑者について

2022 (令和4) 年版犯罪白書によると、女性入所受刑者の比率は2015 (平成15) 年まで上昇し続け、2016 (平成16) 年から横ばいとなったが、2020 (令和2) 年に再び上昇し、2021 (令和3) 年では10.3%と、前年に引き続き10%台であった。罪名構成比は窃盗の割合が増加し続けて47%に及んでおり、次いで覚せい剤取締法違反が32%となっている。

特に65歳以上の高齢者層の割合が増加し続けており、 2021(令和3)年では19.7%であるが、これは2002(平 成14)年の約4.6倍の数値であり、罪名構成比では9割 近くが窃盗である。

女性受刑者については、その特性に応じた処遇の充実を図るため、地域の医療・福祉等の専門家と連携する「女子施設地域連携事業」が推進されているほか、女性受刑者特有の課題に係る処遇プログラムが策定・実施されるなどしている。

女子施設地域連携事業は、地方公共団体、看護協会、助産師会、社会福祉協議会等の協力の下、女性刑事施設が所在する地域の医療、福祉、介護等の専門職種とネットワークを作り、専門職種の助言・指導を得て、女性受刑者特有の問題に着目した処遇の充実等を図るものであり、2022(令和4)年1月1日現在、山口県美祢市にある美祢社会復帰促進センターを除く女性刑事施設において事業が展開されている。

女性受刑者特有の課題に係る処遇プログラムとしては、一般改善指導の枠組みの中で、①窃盗防止指導、②自己理解促進指導(関係性重視プログラム)、③自立支援指導、④高齢者指導及び⑤家族関係講座の5種類のプログラムが実施されている。

また、薬物犯罪の女性受刑者に対する処遇の新たな 取組として、札幌刑務所札幌刑務支所において、2019 (令和元)年度から5か年の事業計画により、「女子依 存症回復支援モデル」が試行されている。同事業では、 同刑務支所に設置された「女子依存症回復支援センタ ー」において、グループワーク等の集団処遇が実施さ れており、そのプログラムは、依存症に関する知識や 依存症からの回復の原則、家族関係、未成年の子を持 つ女性受刑者に対応した内容、女性特有の精神状態の 変化や不定愁訴に関する事項等が盛り込まれ、出所後 も継続実施できる構成となっている。

3 よりそい弁護士制度

2016 (平成28) 年に兵庫県弁護士会が開始した「よりそい弁護士制度」の導入が広がっている。「よりそい弁護士制度」とは、受刑者等の就労支援や住居確保、薬物使用者への病院紹介などの社会復帰や再犯防止に向けた弁護士の活動を弁護士会が支援する制度であり、2016 (平成28) 年に兵庫県、2019 (平成31) 年に愛知県、2021 (令和3) 年に札幌弁護士会、2022 (令和4)年に広島弁護士会と二弁で運用が開始されている。

この制度を導入する弁護士会が増え続けることで、 将来的には全国的な制度として展開されることが期待 されている。

よりそい弁護士制度では、例えば、矯正施設入所中 及び出所後の段階において、弁護士が、地域の支援者 へのつなぎ、就労・住居確保、生活保護申請への同行、 収容施設内での面会、家族との和解・関係調整、被害 者との和解・関係調整、薬物使用者への病院紹介など の社会復帰や再犯防止に向けた支援活動をした際の費 用について弁護士会が支援することになっている。愛 知県では、2019(平成31)年度に50件、2020(令和2) 年度に58件、2021(令和3)年度に100件近い実績があ る。

東京三会では、障がい者等の刑事事件について、東京社会福祉会、東京都精神保健福祉協会と連携しており、福祉士による更生支援計画の作成等に関して費用援助をしている。

東弁においても、受刑者の円滑な社会復帰に向けた 支援活動の一環として、よりそい弁護士制度の導入は 検討に値するものといえる。

4 今後の課題

上述のとおり受刑者の社会復帰支援として多様な取組みがなされているが、再犯防止や改善更生という名の下に社会秩序維持のために、出所者に対して過度な監視がなされてしまっては、本来有する自由を損なうものであり、人権制約につながる危険があるとの指摘もあり得るため、諸制度が適正に運用されているか注視する必要がある。

また、弁護士は支援が必要な被疑者、被告人に対して重要な局面で最も近くで接しているため、正確で充実した情報提供をする必要性が高いが、弁護士の多くが必ずしも障害、福祉、医療に関する知識が十分とは

第12 受刑者の社会復帰

いえないため、受刑者の社会復帰支援に携わるにあたっては、研修やケーススタディが必要である。

そのうえで、弁護士による受刑者の社会復帰支援と しては、社会福祉の専門家につなぐ取組みに限らず、 社会復帰に直接的に寄与する取組みについて検討が進 むことを期待したい。

その他、刑務所における改善更生や社会復帰のための処遇プログラムが、収容者の大半を占める男性入所受刑者を対象に作られてきたという歴史がある一方、女性入所受刑者の割合が増加傾向にある近時の状況を

踏まえて、女性入所受刑者の社会復帰支援については より一層の取組みが必要である。

財政的な負担に関して、受刑者の社会復帰支援は社会全体で取り組むべき必要性がある一方、それに要する費用が国費から十分に賄われているとは必ずしもいえず、よりそい弁護士制度や東京三会による社会福祉士との連携は弁護士会の財政的な負担によって運営されている。受刑者の社会復帰支援をより一層充実化するためには、弁護士会や民間の運営する社会復帰支援についても国費による財政的な支援も必要である。

第13 再審制度の問題

] 再審制度について

(1) 再審の理念

「再審」とは、間違った有罪判決で無実の罪を着せられている「えん罪被害者」を救済するために、一定の要件の下に裁判のやり直しを認める制度のことであり、その手続を定めた法律のことを「再審法」と呼んでおり、具体的には刑訴法「第四編 再審」の規定がこれに該当する。旧刑訴法下においては、再審の理念は、実体的真実の発見と法的安定性との矛盾の調和にあるなどと説かれた。そのため、法的安定性の許す範囲でしか再審は認められず、その結果、再審の要件は極めて厳格に解釈されてきた。

ところが、日本国憲法は、刑事手続における基本的 人権の保障と公正な裁判を実現すべく詳細な規定を置 き、39条は二重の危険を禁止した。この39条により不 利益再審は禁止され、再審は明確にえん罪被害者の救 済の制度と位置付けられた。

このように、日本国憲法の制定に伴い、再審制度の 理念が大きく変更されたにもかかわらず、現行刑訴法 は、不利益再審を廃止する以外は、旧刑訴法の規定を そのまま受け継いでしまったところに、現行の再審制 度がえん罪被害者の救済という重要な役割を果たせて いない原因がある。

(2) 再審制度の構造

刑訴法において再審法は「第四編 再審」に規定されているが、刑訴法全体で条文が507条あるうち、第四編はわずか19条しかなく、更にそのうち審理手続を定めた条文は刑訴法445条のみとなっており、審理手

続は裁判所に広範な裁量が認められている。

刑訴法435条1項では、再審の請求は「有罪の言渡を受けた者の利益のために」することができるとされており、再審の目的がえん罪被害者の救済であることが明確となっている。そして、同項6号は「有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき。」として、「明白性」と「新規性」を再審開始要件としている。

再審手続は、裁判所が再審請求の理由の存否を審理する「再審請求」(裁判のやり直しを求めるもの)と 再審開始決定が確定した事件について公判廷で審理を 行う「再審公判」(やり直しの裁判)の2つの手続段階からなる。

このうち、再審請求では、却下(446条)、棄却(447条)、再審開始決定(448条)の判断がされ、再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができると規定されている(448条2項)。また、これらの決定に対しては即時抗告をすることができ(450条)、即時抗告の決定に対しては、憲法違反・判例違反がある場合に限り、最高裁に特別抗告ができる(433条)。

再審公判では、「裁判所は、再審開始の決定が確定 した事件については、その審級に従い、更に審判をし なければならない。」とされている(451条)。

また、再審においては、原判決の刑より重い刑を言い渡すことはできないとされ(452条)、再審において

無罪の言渡をしたときは、官報及び新聞紙に掲載して、 その判決を公示しなければならないとされている(453 条)。

2 諸外国における再審法制と改革状況

(1) 諸外国における再審法制について、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、韓国、台湾の状況は以下のとおりである。

国名	再審判断を 行う機関	再審の法的 性格	再審開始に対する検察官 上訴
アメリカ	裁判所	利益再審	原則できない(再審理開始の場合) できる(人身保護容認の場合)
イギリス	第三者機関 +裁判所	利益再審 不利益再審	できない
フランス	裁判所	利益再審	できない
ドイツ	裁判所	利益再審 不利益再審	できない
韓国	裁判所	利益再審	できる
台湾	裁判所	利益再審 不利益再審	できる

(2) 諸外国における近時の再審法制の改革状況につ いて、フランスでは、2014 (平成26) 年に再審手続に ついての改正があり、①事前の証拠調請求権の創設、 ②審査機関として再審・再審査法院の創設、③法院内 の「予審委員会」がまず審査を行うこととなった(補 充の情報収集も可能)。韓国では2017(平成29)年に 法務部内に独立した第三者機関(検察過去事委員会) が設置され、「国家人権委員会」が再審開始決定に対 する検察官抗告への改善勧告と再審請求審の迅速な進 行、積極的な刑の執行停止を提言し、検察庁は抗告を 慎重に行うマニュアルを作成した。台湾では、再審手 続の改善として、2015 (平成27) 年に新規性、明白性 がより認められやすい基準に改正され、2019(令和元) 年に情報獲得権、意見陳述権、証拠調べ請求権、審理 の原則公開を保障する改正がなされ、また、新たな立 証手段の保障として、2016 (平成28) 年に確定判決後 の受刑者がDNA鑑定を請求する手続を立法で明文化 した(以上、日弁連「諸外国における再審法制の改革 状況-世界はえん罪とどう向き合ってきたか-」3頁 より)。

3 現行再審制度の主な問題点

現行再審制度については、1949(昭和24)年に現行 刑事訴訟法が施行されて以来70年以上にわたり一度も 法改正がないにもかかわらず、再審に関する規定が19 条しかなく、裁判所の広範な裁量に委ねられているこ とから、いわゆる「再審格差」と呼ばれる裁判所ごと の格差が現れているという点が指摘されているが、特 に問題となるのは①再審における証拠開示と②検察の 不服申立てである。

(1) 再審請求手続における証拠開示

開示された検察の未提出記録は再審開始の決め手になる可能性があるが、未提出記録の開示について規定がない。そもそも、通常審では、証拠開示制度が整備されてきているのに対して、再審請求手続における証拠開示については何らの規定も設けられておらず、証拠開示の基準や手続が明確でなく、開示させるかどうかが裁判所の裁量に委ねられており、その結果、裁判官による「再審格差」が生じていると批判されている。

近時の事例に照らしても、再審請求手続又はその準備段階で開示された証拠が再審開始の判断に強い影響を及ぼしており、再審請求手続における証拠開示の制度化が重要であることは明らかである。

2016 (平成28) 年の刑事訴訟法の改正の附則9条3項において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示……について検討を行うものとする。」と規定されており、速やかな実現が望まれる。

(2) 再審開始決定に対する検察の不服申立て

松橋事件、湖東事件、大崎事件、袴田事件は、一度 は下級審において再審開始決定が出されたものの、検 察は不服申立てをしている。とりわけ、松橋事件、湖 東事件、大崎事件では、高等裁判所で再審開始の決定 が出たにもかかわらず、検察が特別抗告したことで最 高裁に係属したものである。

松橋事件では、検察は特別抗告までしたが、特別抗告理由が憲法違反及び判例違反に限定されているにもかかわらず(刑事訴訟法427条、433条1項、405条)、それに即した主張をすることもなく、再審開始決定がなされた後の再審公判においては、検察は有罪立証をせず、再審無罪判決がなされたことに対しては上訴権放棄をしており、何のために再審開始決定に対して特別抗告をしたのかという大きな疑問を生じさせた。

第13 再審制度の問題

2023/11/22 14:57

また、湖東事件でも、検察は、特別抗告審が法律審 であるにもかかわらず、事実誤認の主張を繰り返して いた。

このような検察の態度は、真実発見に向けたものとはいえず、再審開始に対する抵抗でしかない。こうした現状に照らせば、再審開始決定に対して検察が特別抗告などの不服申立てをするべき合理的理由は見出しがたい。

袴田事件では、静岡地裁が2014(平成26)年3月27日に再審開始決定をしたものの、検察が即時抗告したことで、東京高裁は2018(平成30)年6月11日に再審開始決定を取り消す決定をして、さらにこの東京高裁の決定については、最高裁が2020(令和2)年12月22日に取り消して、東京高裁に審理を差し戻している状況であり、検察の不服申立てによって再審開始を巡って極めて長期の時間が経過している。

大崎事件では、鹿児島地裁が、第1次再審請求では 2012 (平成24) 年3月26日に、第3次再審請求では2017 (平成29) 年6月28日に、それぞれ再審開始決定を行い、 後者は福岡高裁宮崎支部も、2018 (平成30) 年3月12 日に検察の即時抗告を棄却し、原審の再審開始決定を 維持していたにもかかわらず、検察が特別抗告したこ とで、最高裁は、2019 (令和元) 年6月25日、再審開 始決定を取り消し、再審請求を棄却した。大崎事件で は、これまで3回にわたり再審開始の決定が出され、 繰り返しえん罪の疑いが指摘されているにもかかわら ず、検察の即時抗告・特別抗告によって再審開始決定 が取り消され、再審公判において確定判決の有罪認定 を再検討する機会を奪われ続けている。

再審制度の目的は、えん罪被害者を救済することにあるが、検察の不服申立てがある限り、再審開始までに著しく長い審理時間がかかることになり、実質的にえん罪被害者の救済は期待できず、再審制度の目的を没却することになる。一度再審開始決定がなされたのであれば再審公判で無罪か有罪かを審理するべきであり、それにもかかわらず、再審開始決定に対する検察の不服申立てを許すことは、その必要性や相当性の観点から不適当というべきである。

4 再審制度改正に向けた動き (日弁連を中 心に)

(1) 日弁連の活動

ア 日弁連は、1962(昭和38)年から1991(平成3) 年までの間、4度にわたり、刑事訴訟法における再審 に関する条文を改正する再審法改正案を提示し、また、 1959(昭和35)年の徳島事件以来これまでに34件の再 審事件を支援(うち18件について再審無罪判決が確定 している。)するなど、再審事件への支援及び再審制 度の改正に向けて精力的に取り組んできた。

1991 (平成3) 年に刑事再審に関する刑事訴訟法等 改正意見書を公表後、「再審冬の時代」となったが、 2000年代になると、2009 (平成21) 年に足利事件、 2011 (平成23) 年に布川事件、2012 (平成24) 年に東 京電力女性社員殺害事件、2016 (平成28) 年に東住吉 事件、2019 (平成31) 年に松橋事件、2020 (令和2) 年に湖東事件で再審無罪判決の確定が相次ぎ、また、 2002 (平成14) 年に大崎事件 (第1次)、2005 (平成 17) 年に名張事件、2011 (平成23) 年に福井女子中学 生殺人事件、2014 (平成26) 年に袴田事件、2017 (平 成29) 年に大崎事件 (第3次)、2018 (平成30) 年に日 野町事件で再審開始決定が出されるなど、再審をめぐ る動きが活発化した。

このような状況のもと、日弁連における大きな転換点と言えるのが、2019(令和元)年10月4日の人権擁護大会において、①再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化の実現と、②再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止を2つの柱とする「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」を満場一致で採択したことである。

これを受けて、日弁連は、2020(令和2)年3月に人権擁護委員会内に「再審法改正に関する特別部会」を設置し、再審法改正に向けて、改正法案の作成、国会議員への働きかけ、政治家や一般市民への広報などの活動をおこなった。また、その一環として、2022(令和4)年2月2日には「再審法改正を求める院内集会ー証拠開示の制度化と検察官不服申立ての禁止を実現するために-」が開催された。

2022 (令和4) 年6月16日、日弁連は、「再審法改正 に関する特別部会」を発展的に解消し、「再審法改正 実現本部」を設置した。

第3部 新たな時代の刑事司法

160

イ 再審法改正実現本部の活動

(ア) 再審法改正実現本部の組織について

再審法改正実現本部は、会長、副会長、理事及び会 長委嘱委員(約40名)の約130名で構成され、運営会議、 正副事務局会議の他、①改正法案作成部会、②国会対 策部会、③会内連携部会、④会外連携部会、⑤広報部 会が設置されている。

イ) 活動内容

改正法案作成部会の活動として、2023(令和5)年2 月17日付けで「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意 見書」を取りまとめ、同月21日付けで法務大臣、衆議 院議長及び参議院議長に提出した。

国会対策部会の活動として、2023(令和5)年5月12日、国会議員に対して、再審法改正への賛同メッセージをお願いする一斉要請行動を行い、同年9月21日時点で94のメッセージが寄せられている。また、同年6月6日、再審法改正を求める院内集会を開催し、32名の国会議員(代理出席やオンライン出席を含めれば60名以上)が出席した。

会内連携部会の活動として、同年4月14日付け日弁連人1第56号「弁護士会総会又は弁護士会連合会定期大会における再審法改正を求める決議の採択について(要請)」に基づき総会決議・定期大会決議における採択を要請し、同年9月15日の時点で32の弁護士会、3つの弁連で決議が採択された。また、同年6月16日開催の定期総会において「えん罪被害者の迅速な救済を可能とするため、再審法の速やかな改正を求める決議」を採択した。

会外連携部会の活動として、2022(令和4)年12月9日付け日弁連人1第908号「再審法改正を求める請願について(要請)」に基づき、地方議会に意見書採択を要請し、2023(令和5)年9月15日時点で138の地方議会で意見書が採択された。また、自治体首長の賛同書についても要請している他、経済団体、労働団体、法律家団体など各種団体にも賛同書を要請している。

広報部会は、再審法改正を求めるチラシの作成、諸 外国における再審法制の改革状況の作成、特設ページ 「ACT for RETRIAL」の開設などの活動を行っている。

(2) 東弁の活動

東弁は、2023(令和5)年2月13日に「東京弁護士会 再審法改正実現本部規則」を制定し、2023(令和5) 年度から、会長を本部長とする再審法改正実現本部を 設立して活動している。

活動内容として、2023 (令和5) 年5月30日開催の定期総会において、えん罪被害者を速やかに救済するため、国に対し、刑事訴訟法第4編「再審」について、①再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化、②再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止を含む改正を速やかに行うよう求める決議を採択し、同日付けで、内閣総理大臣、内閣官房長官、法務大臣、衆議院議長、参議院議長等宛てに提出した。

また、2023 (令和5) 年7月13日に開催された夏期合研では、「変えよう!再審法」をテーマとして、袴田事件弁護団長である西嶋勝彦弁護士、同弁護団の伊藤修一弁護士、東電女性社員殺害事件弁護団の佃克彦弁護士、日弁連再審法改正実現本部本部長代行の鴨志田裕美弁護士(京都弁護士会)を講師として全体討議を行った(オンライン参加を含めて70名を超える会員が参加した。)。2023 (令和5) 年度内には研修会、シンポジウムの開催を予定しており、また、日弁連の賛同書を集める活動を行っている。

(3) その他の活動

法改正を巡っては、えん罪被害者や弁護士、刑事法 学者などが2019(令和元)年に「再審法改正をめざす 市民の会」を結成し、法改正を求める意見書可決を地 方議会に陳情しており、全国的な広がりを見せている。 また、2022(令和4)年10月時点で、全国で岩手県議 会と111の市町村の地方議会が再審法の速やかな法改 正を国に求める意見書を可決している。

5 日弁連の「刑事再審に関する刑事訴訟法 等改正意見書」について

日弁連が2023(令和5)年2月17日付けで取りまとめた「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」の概要は以下のとおりである。

(1) 意見の趣旨

刑事訴訟法及び刑事訴訟法施行法の一部を、別紙 「刑事訴訟法等改正案 新旧対照表」の「改正案」欄 記載のとおりに速やかに改正すべきである。

(2) 再審法改正の必要性と緊急性

現行刑事訴訟法が施行されてから70年以上にわたり、 再審法は一度も改正されていない状況にあるところ、 以下のとおり再審法を改正すべき必要性と緊急性があ る。

第13 再審制度の問題

- ① 再審請求事件の審理の進め方が裁判所によって 区々であり、いわゆる「再審格差」と呼ばれるよ うな裁判所ごとの格差が目に見える形で現れてい ること
- ② 現行刑事訴訟法には再審における証拠開示についての明文規定が存在せず、証拠開示の範囲等について裁判所によって大きな格差が生じていること
- ③ 再審開始決定に対する検察官の不服申立てによって、えん罪被害者の早期救済が妨げられている 事案が発生していること
- ④ 再審請求手続が長期化され、えん罪被害者本人 やその親族が相当の高齢となっていること

(3) 改正案の基本的な視点

- ① 白鳥・財田川決定の趣旨の明文化と再審請求の 理由の拡大
- ・新旧全証拠の総合評価と「疑わしいときは被告人 の利益に」原則の摘要の明文化
- ・死刑の量刑再審や憲法違反を理由とする再審を再 審請求の理由に追加
- ② 裁判所の公正・適正な判断を担保する制度の整備

- ・当該事件の過去の審理・判断に関与したことを除 床・忌避事由として明記
- ・重要な手続は公開して行うことの明記
- ③ 再審請求人に対する手続保障を中心とする手続 規定の整備
- ・再審請求人の主体的関与を可能とするための手続 規定の整備
- ・弁護人による実効的な援助を受ける権利を保障す るための規定の整備
- ④ 再審における証拠開示制度の整備
- ・証拠開示制度の整備
- ・記録及び証拠品の保管及び保存に関連する規定の 整備
- ⑤ 再審請求手続における検察官の役割の確認及び 再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止
- ・再審請求手続制度における検察官の役割を確認す る規定の整備
- ・再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止
- ⑥ 刑の執行停止に関する規定の整備
- ・死刑確定者に対する拘置の執行停止を含む刑の執 行停止に関する規定の整備